

櫻田紀聞序

明治十九年七月一日 櫻田紀聞序 伴登喜

凡萬國所以能保持其獨立者何也唯  
 以其人民有竭各自之義務也人若不  
 守義務不異禽獸國之無其人則難保  
 社稷義之於人猶草木有根也木若斷  
 其根枝葉何因能繁茂人若失其義務  
 孝何因能養生所謂報國心者竭其義  
 於國事之謂也國果無義士則無其內



之憂者也憂由之憂者則不憂外之  
 憂者則憂之憂者則國家何以強  
 立大哉義乎近頃松村氏記水戸脱士  
 佐野某十八名之事名櫻田紀聞而將  
 於世來需序於余此也迅抱報國  
 之浩志而以死憂國義憤激勅忠勇奮  
 起不堪其憂而遂有櫻田之一舉一舉  
 也雖不免暴亦其志不出於憂國之外

兎飼物記  
 文字  
 一  
 二  
 三  
 四  
 五



美補影

雪折

多

多



佐野竹之助

多  
多  
多

錄  
蓮田市五郎詩

呼狂呼賊拖他許  
多歲怨雲今日晴  
正是櫻花好時節  
櫻田門外血如櫻

大開和七郎



齋藤監物





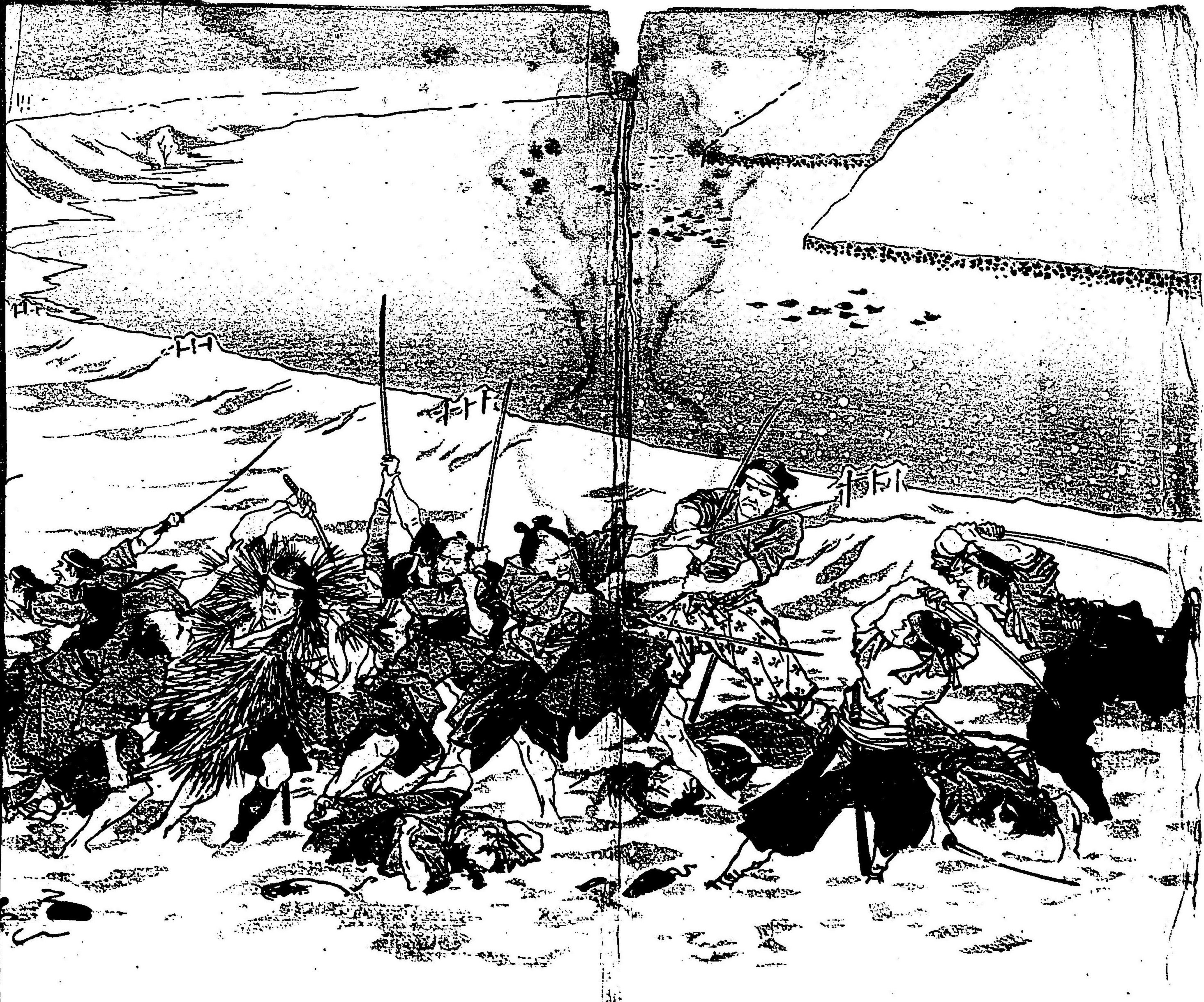


有村の孫  
有村の孫  
有村の孫



有村次左門







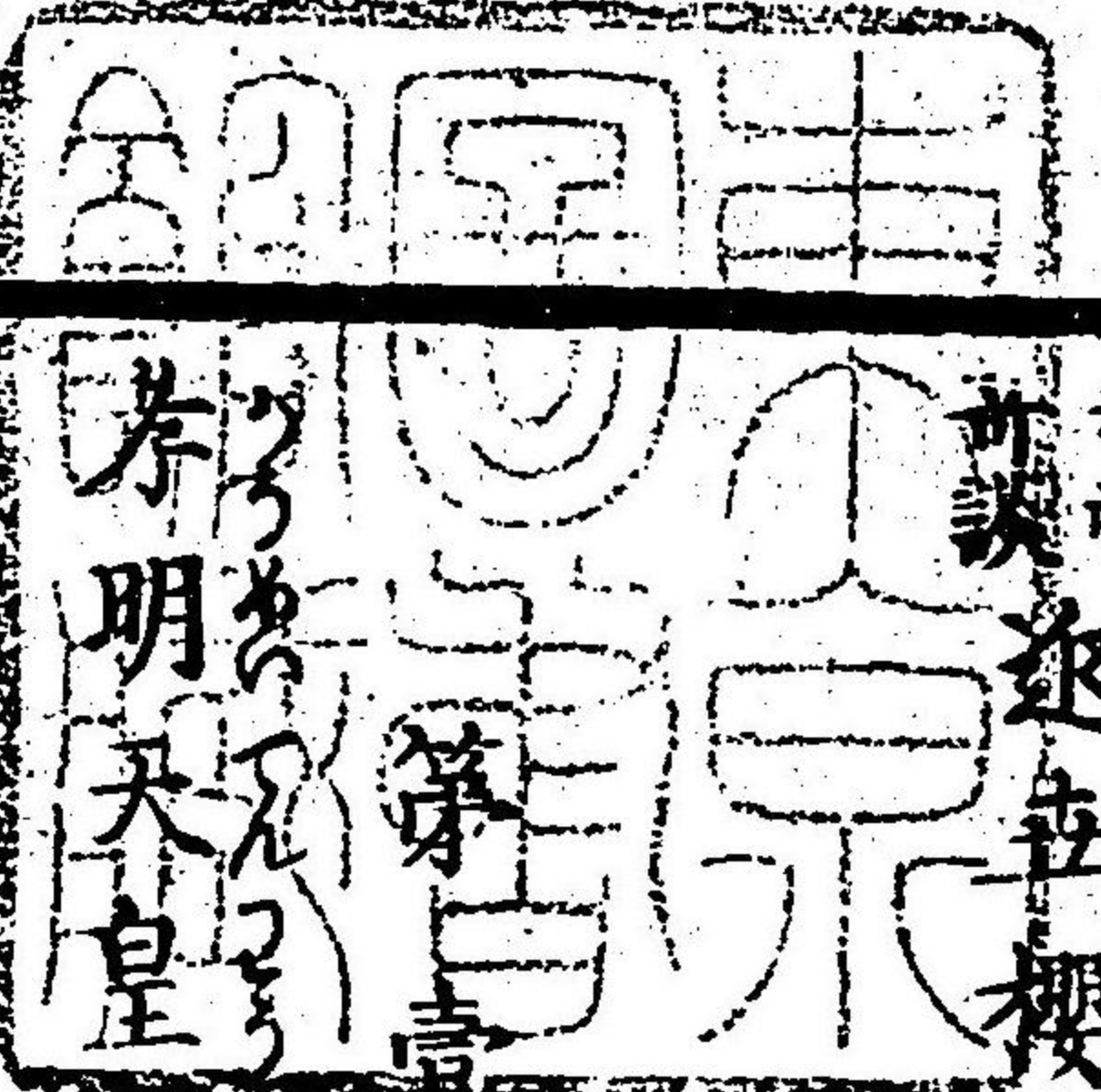




春霞 近世櫻田紀聞卷之上

東京寄留 松村春輔 綴

田



天明天皇の萬延元年三月三日櫻田御門外於  
水戸の脱士佐野竹之助。黒澤忠三郎。鹿兒島の藩士  
有村治左衛門を始り十八名が大老井伊掃部頭  
直弼朝臣が上巳の賀として登城の折柄其の行列  
襲撃倣し終り中將の首を討取り其の名を

櫻田紀聞



史歷不殘一たり緯の原意茲尋ぬるふ是より聖  
嘉永六年水無月の事なりけり相摸の國三浦郡  
浦賀の港に外國艦四艘渡來せり這より亞墨利加  
の國部内みく共和政治を開智せし合衆國カリ  
ホルニヤを出帆あくる軍艦二艘蒸氣船二艘  
り儲きの亞米利加國とりける其嚮英吉利國の  
屬地みく罪人我遠流あまの所なりし我日  
本安永の頃より國人大に奮發し和聖東とり

るそのを大將と戦ふと八年遂に軍歩勝く自  
立の權を得りけるふ夫より大いみ威んふ做りしが  
我が天明の頃より彌廣大繁華の地と做り今を  
屬國三十一州の長たりよの國を我日本と異  
聖主世々統を継て位み即めりた才畧人望  
を兼たる者我撰て在位四年を以て一期と國  
内を治めしむる定めあまとも王賢みて賞罰正  
しけむり期年茲重めらまもあると欽當時の國王



の姓を斐謨。名を美疎進とりり長臣波理と使節  
として通信貿易を倣さんとも國書を持って来り  
なり然るを我皇國ふての開闢の往古より悠る  
例のあらざるを幕府ふあめく断然と然決する能  
く是より彼が持来り國書を翻譯倣さしり  
諸侯を集めて意見を問ふ就も和戦の二字と議論  
し更ニ確定為ざりけり

編者云ふ本文の櫻田ふ井伊中将を撃殺せし十八人

の緯を眼目とする然るをくく亞墨利加の使節渡来  
の始とりより復歴茲ニ書記さず开の余が前ふ著  
したる復古夢物語を一覽せを緯る瞭然倣し  
たぬらん備是より談出す嘉永六年米國使節  
渡来の頃より日夜肝膽を碎きあひ一故の大樹  
家慶公の甚く心脛を勞せらる漸次ニ病腦重  
らせあひて終ふ七月二十二日薨トのひ躬く遺骸  
を増上寺ふ葬り慎徳院殿と謚し嗣子家定公



を立て徳川十三代の將軍と從二位内大臣の叙任  
ありしが僅うよ六年を編て安政五年七月八日三  
十五歳ふて薨つぬ一前後より説出せば看官  
是れ注意して讀めば然か

茲に冥東の外國より日々通信貿易の辭を逼  
しうを閣老參政を預め和議を做さんと決意し  
より只管朝廷に靖奉り通信の許尤を願出んと  
既ニ閣老堀田備中守正篤も京師に登り大りよ

尽力を為すと人ども縉紳家の内ふく中山權大納言  
万里小路正房卿等関白尚忠卿に逼り終に通信  
を留めひより堀田備中守の詮方なく關東に故り  
猶外國の心勞做し衆議を凝し幕吏等  
俱に談ぎるやう這度國家の大事件に倚り 敵慮  
を伺ひ奉らんと閣老速比儒臣をして遙々登京做  
さしありし時勢を考へぬ青公家輩が冥東の意を叛  
は屢々勅許を妨とぐる茶憎さも憎し下ふぐり倘し





興田巴野

五



諸侯の柳營に  
米國の書と  
觀る

興田巴野

六



この終日閣下が関東の武威哀頼べし、縦ひ勅許を  
 あくずとも素より征夷の職掌を委任せしむるに徳  
 川家方をも茲も注意し断然の所置を計らひ可  
 ありん歎債天下の形勢を察視ふ今外患を除んと  
 是を拒絶做き時々忽ち乱階を生ずべし而して西  
 洋各國を敵と引受闘ひあが争つ勝算の目的あり  
 ん又開港の弊を決せば國內の人心動揺し憤怒を發  
 する輩ありて邦内隔絶ふ至りぬべし然とも内地の

乱々如何様とも平治為安し倘外國と干戈を交へ  
 ぶが容易に鎮静すると難く還て皇國の安危に  
 拘りん夫是押て看る時の戦ひ止て和議するの廻り  
 まりりて國の為且人民の為ありあまが強ち違ふ  
 とらふべきくの怒ひ奏問を遂るが故に其虚に乘り公  
 家輩が兎角故障を演立て奏議を再度拒むるべし徳  
 姑息の手段を棄て断然其咎に堪へさ人を撰み出して  
 今更ふ大老職を委任すると専務ありんと幕吏等とのが



勝手を主張し遂に徳川家の武威をも輝かさんと  
 と馳せ彦根中將井伊掃部頭を擧げ執權職と做し  
 たりけと恚りし程彦根中將を大老職と做りし  
 より引續ひて木田入道道醇、鯖江侍従、西尾侍従等  
 ち汝が腹心なり然らば威閣老も再任させ切ら幕  
 威を振ひて心の随ふ政を取り行ふ開か中も日  
 逼りし外國の緯ありし彦根中將思ふや今我  
 國の危ふた吏實も薄氷を踏か如きを 朝廷も

靖ひ所置做す時ハ緯ふ後々のをなせ外國人の怒を  
 受て萬一吏の過ちより一田兵端を開く時各國總  
 敵と做る恚る危道を踏んより断然通信交易の  
 條約を結ぶふ示すと遂に米國の使節「ハルリス  
 神奈川」於て條約を結び印信を遞与すも魯西亞  
 英吉利、佛蘭西等も俱に條約及び此青京師  
 へ奏問ありしが 朝議いよく粉々として穩ら  
 らば這時ふ當り報國有志と稱するもの諸國



より一て京攝の間へ往復倣一同志を募り徒を結  
 び勤王攘夷の説を鼓動一井伊中将が權斷ふく  
 外國と條約倣せしと听とひく幕府の朝  
 憲を輕蔑倣すは憎むのあり井伊中将の緯杯  
 ら更ふ憚る氣色もなく口を開ひく罵りける恣  
 る所へ關東ふて在府の諸侯開ケ中へ土州侍  
 従體肥前少將正因州少將慶守和島侍従城津  
 山中將倫等の五侯を和信を強く歎くはひて

をむく諫書を呈せられし井伊中将を始とあり  
 て容老參政に至るまが毫も採用の氣色なけれ  
 を茲み又水戸中納言齊昭卿も是まが幕府を  
 諫たぬひ一事幾度り今々書をりめく諫むる  
 とも井伊中将が慕威を振ひて連も攘夷の沙  
 汰のありまは是より尾州越前を始しめと倣  
 諸侯一同登城を將軍へ逼り攘夷の大挙を  
 促ぐんを専務なると遂に登城の御決心を



其の臣武田伊賀守ふ召させたるふ紀州家を除  
くの外も皆中納言の御同意なるみぞ五月下旬一  
同登城の決議と做り其日を遅りと待とけるを  
その水戸中納言の名を齊昭とりひ字の子信景山  
と號し如名を教三郎とりり文政十二年其封  
土を襲ぎ従三位中納言を叙任せりその時這君人  
とあり英明ありて果斷ありけきを假初ふ為のみ  
緯とる人の意表ふみぞりまじみぞ外患の防禦も

夙み先見ありたるひ既ふ尊攘の説を鼓舞し是よ  
り嚮天保辛丑の年海岸防禦の手當なくといか  
あのみまじとく國內寺院の梵鐘を御させ巨碩  
を鑄造做したるひ一か幕府あての外患の  
防禦もぞとい思ひも依らぬ頃なるみぞ竊うふ  
中納言が異心ありて倦る用意を做しつるなりんと  
大み疑念を生しつ同十五年弘化元年と改元  
ありし甲辰の夏五月中納言を江戸に召寄せ

要日巳月



駒籠の郎内ふ幽閑做せしは此度外國の緯起る  
ふ速び幕府其所置み苦しそ又中納言の英才  
を慕ひしものり幽閑を解きし國事の政務  
ふりかかすしゆい井伊中将が大老職と做ら  
ししより中納言の職務を只名のしめし中將  
か果斷ふ倚らずとしよとなきまばあを外ふ  
との條約さん事なる成る後ふ至り中納言の  
所へけるふを遂ふ將軍と御對顔しし攘夷の

大義を奉げんとするふ至りしは是より中將が  
權威をとりし再び中納言を幽閑做し彌慕  
威の主張より終る櫻田の椿事と做る自然の  
理成るべし引續たる文段を讀み得る悟  
りた多ひ秘か

第貳回

茲み水戸中納言の暴みも談出せし如く將軍の  
御對顔あらせらるる攘夷の一義を演舌せんと





花<sup>はな</sup>の<sup>はな</sup>眼<sup>まなこ</sup>む<sup>む</sup>の  
鐘<sup>かね</sup>聲<sup>こゑ</sup>  
非<sup>ひ</sup>常<sup>じょう</sup>の  
見<sup>み</sup>止<sup>とど</sup>む

目録



既すな尾張中納言おつりちゅうなごん越前中將えぜんちゅうしやうを始はじとめと内々うちうち敷度しよどの御會議ごごうぎもありしゆを登城とぼしやうの定日ぢやうぢつも延引えんひんし遂ついふ六月二十三日むつきにじゅうさんぢつ右の三家みぎのさんけのりも更さらなり國主くにぬし方も登城とぼしやうあり松の間大廣間まつのまはひらまの縁通えんどおりも除おときりたりりみ列座れつざ倣なまし水戸中納言みづとちゅうなごんの諸公しよこう方取次ほうしよしの有司ゆうしを召めして仰おほせ渡わたさうの我等われらを始はじめ一ひとの面々おもむき今日將軍けふのしやうぐんの御對顔ごたいがんを相願あひねがひ國家こくがの大おほ事こと係かり一條いちじょう俱ともふ建議けんぎを呈まし度旨とどめ中納言ちゅうなごん

より伺うかがひ奉まもるやう取次しよし致いたしたるるべきと申まされけしを取次しよしの有司ゆうし并ならび畏おそり候まをへども折悪せうあく敷將軍しやうぐんの昨日きのうより御氣ごき分ぶん例れいもす迎むかひ御對顔ごたいがんの程覚ほどおぼ束たなくやう答こたへけるを尾張中納言おつりちゅうなごん申まされりるのみ既すな我等われら登城とぼしやうしるる將軍しやうぐんの御病氣ごびやうきと承うけりり這まま歸館きかんするふ於おては是こゝ又本意またほんいの背そむくも似にたり左ひだりの御病氣ごびやうきの所ところ伺うかがひ申ましあげんりぎ取次しよし致いたされよと強つよて有司ゆうしへ逼せまりあひしる取次しよしの



有司ありも今いまの適あてる語ことばは多く其由そのよし將軍しやうぐんへ申まをしあげ  
 んと奥用おくやうえん人ひとまが取次とりぎしうど將軍家しやうぐんけの誠まことの外ほか所ところ腦のう  
 重おもせしと御對顔ごたいげんの儀相ぎさう不叶ふたふとのとふより其旨そのよし諸しよ  
 侯方こうほうへ答こたへけり然しかるふ水戸中納言みづとちうなごんの將軍しやうぐんの御病ごびやう  
 氣き這こひ必ず偽いつはりりなりと心中しんちゆう尤なほも不平ふへいを發おこし是こゝ  
 まが做なせし今日けふの備そなを此こゝ終おひめて止とまんを實まことふ  
 殘念ざんねんの至いたりなはん背まがくらふ扱あつかへ居ゐて又またせん術すべり  
 わんわんそのとと獨意どくい中ちゆうふ秘ひりし正午しやうごの頃ころまが

待受まちうけのひ又取次とりぎの有司ありを召よして中納言ちゆうなごんより重おもて將軍しやうぐん  
 御伺ごうけひ申まをし上ある旨取次とりぎな多おほるべし今朝けさ伺うひま  
 ろせし御病氣ごびやうきの故ゆゑをとりて御對顔ごたいげん許ゆるしあつ  
 ざりしが最早ひそや時刻とくも相立あひたて御全快ごぜんかいのちり難がたし  
 千萬せんまん恐れおそりる分ぶんまが今いま度たび御對顔ごたいげんを願ねがひとふ  
 りつと仰おんせしとけりあぞ取次衆とりぎしゆうへ重おもく奥用おくやう  
 人ひと斯かと演舌えんぜつありしうが普まがくありし取次衆とりぎしゆうを以もつ  
 て水戸中納言みづとちうなごんを始め其餘そのほかの諸侯しよこうも仰おんせ達たせら



るくやう將軍の漸次御脳重らせらるるに迎ひ今  
日中めの所對顔の程不相叶ず是より井伊掃  
部頭を以て建言の趣き取次べきとの上意によ  
り程なく大老掃部頭め此所へ出仕あるべしと  
有司の語終らざる内大老井伊中将直弼ハ松の  
間み出仕做しつ時候の禮讓品ありて扱應接ふ  
及ばるめ今朝より恁をうり御三家を始め諸公  
の方々再度御對顔を措きとり人とも折悪敷大

樹公め御氣分例あはるめ直弼建議の趣き  
を承り大樹公み言上仕らんと更み憚る気色も  
なく列坐の諸侯へ談判み速づきけきを待儲け  
たる所あるめ尾張中納言ハ衆小嚮んと進み出  
られ彦根中將も仰せらるめ先達而外夷渡来  
の折柄我が皇國を開闢の往古より他方と通  
信做さるる法則あるをとりて速く鎖港の議論  
を建白さるる諸侯咸違論あはるる所朝廷も

異日己月二



強く外虜を憎ませたるは屢攘夷の勅命あり  
を獨り貴殿の權斷し倚り夷と條約しとさす  
や今日將軍家御對顔を靖ひし由余の更件  
ついで即ち鎖港の策を決定せさんぐ為あり  
てや貴殿の家柄を東照宮の御在立より數代徳  
川家の譜代より四老臣の其一人實に御家の柱  
石にも頼むべきは徳る國家の大更件を汝が慕  
断みせしや當御家の不爲のとならんや畏れ多

くも 朝廷へ對し奉り征夷の職に堪るとりふ  
何をとりて辨論せん這の儀恚ふと切逼り理を  
か一言葉を和らげて彦根中將み結向あれは中將  
是ふ答へぬ許より掃部頭不省ちとども既ふ大  
老の席を繼せむ 朝廷いふも更あり徳川御  
家の不爲と做る政事を恚で計らうん今直弼が  
辨ずる更水戸殿を始めとして諸公方も暫時が  
間听れよう 既ふ嘉永六年水無月より外夷



皇國に渡来倣一通信交易を條約倣さんと日夜  
 政府に逼り一強一端夷等を憎むのあり攘夷  
 と緯を決定倣さを只一國の敵のそあらず立界残  
 らず同監多きバ外國過半を敵とあ一忘せり維持  
 る術ありん嚮みの清國廣東の如き轍を踏く無謀の攘  
 夷の勝算決して覚束なり然りとらども直弼の外夷  
 の武威を語りつ俱に恐怖を述ふるありん素より  
 直弼が所存とりり今海岸に砲臺を築き陸の防

禦の要柵を構へ外虜と干戈を交へる其鬪戦の虚  
 實を伺ひ國內の中みても必ず乱を醸し事鏡に掛  
 て見るが如し恣る危政を倣さんより兎角泰平まん  
 こそ誠小國家の神為ありんと假し和親を結び去る  
 り然りとらども條約の要件は是咸京師に伺ひく  
 支のありにに至り一ありと言路夾うよ答へらるるを  
 水戸中納言進に出逐一中將殿の議論を听し唯泰平  
 を期さんぐ為我神州の國耻を思はず外夷の術





風口口口



諸侯  
元老の列  
非と論を



中不陥り終ふに彼等も役せしむる奴僕ぬがくの如くあらん事  
我が先見せんけんに違ふ事、斯今日このひに論ずるに先達さきだちて外夷がいゐ所  
分の緯いとは依り各忌憚おそくまひをなすか、建言けんげん做すやう  
台命たいめいありて諸侯しよこう建議けんぎを呈せし所ところ十じゆ八はち九くの掃蕩そうたう  
るも衆議しゆぎ漸く確定くわていし、朝廷てうていのいも更さらなり幕府まくふに  
於おるも全國ぜんこくの衆議しゆぎふよりて御決断ごけつだんありせられ既すでに  
兵端へいたんを開ひらくんとする折柄せうがら更さらは諸侯しよこうの異見いけんも謀まらむ  
唯獨斷ただだんふ條約じやうやくを做なし人民じんみん搖動しゆどうの後難ごうなんも察さつせざる

如斯かくきの慕政ぼせいの神人かみん俱ともみ容ゆるざるべし、倭やまとる條下じょうげを察さつ  
し、あは獨ひとりり慕威ぼゐの振ふるふ事、今速いますみうも前非ぜんひを悔悟くわいごし  
條約破談じやうやくぱだん致いたさるべし、若し又また這儀このぎを容ゆるざるも於おては、朝あさ  
廷ていの爲國たゐこくのため國くにを乱みだる奸賊けんぞくあり、忘わすれ中將ちゆうしやう今  
齊昭せいしやうかりし所ところ毫ちとも辨解べんげする旨あやありや承うけたまはつんと、諸  
寄より、今いま彦根ひこね中將ちゆうしやう答こたへ、只今ただいま水戸みづと殿とのの御論ごろんより直ちか  
弼しやくを以もつて奸賊けんぞくと喚よびり、あは條約じやうやくの一条いちじやうに實まこと以もつて直弼ちやくしやく  
人の所存しよぜんふあり、畏おそき事こと多く、朝廷てうていの勅許ちやくきよふ隨したがひ申まう

櫻田紀朝上

十一



とまんを違勅の罪へ遁れず猶亦勅許の下る共將軍  
家の御指令多くての怠で條約を結ぶべき然る直弼を  
奸賊多りと喚りあふ更ふ其意を辨まぬ田丈野人の  
譬論みて中納言殿の御辨論との伺りせず句然くは  
貴殿ふ尋ね申さん外夷と約を結びし勅許を得し後  
將軍の指揮ふ隨ひ計いし句怠みの今申せしおとく  
勅許を得し後計いし句左まことの貴殿の辨駁ふ疑  
念を生むる夏いりけきと示来我等が覚悟の爲ふ其の

勅文を拝見せん句素より勅書の將軍ふも自身秘置と  
まが故御不例御全快の其時の直弼願ひ奉つり必む拝  
見まわすすべし句然らば勅書の拝見の替く其意ふ隨  
まべし然りと雖も中將殿勅書の下りし其上の諸侯の建  
議も何るを以て勅意を衆ふ示さべきの言むと志ま  
順次あるを然るふ貴殿大老の職に在りあぐさ恠る大  
義を衆ふ謀らば權威を頼る獨断ありしは實ふ失策と  
云らざるべけんや是まの辨ざる委細あるが承りんと理を押



て彦根中將を逼りし中將いまい言葉もなく進退迫  
 り尻のぢく総身汗を流まが如く手持無沙汰のその折  
 柄最前より列座倣一りの松平讃岐守片腕又進出  
 りし中將の爲躰く觀み見りて申さるやう最早日も西  
 山又傾きぬまが今日の集談は是迄めて席を開き又重  
 て參會倣さん諸侯の御所存いりあくと申されけり  
 咸可然一との粹又依り各帰館ふ速けれりるぞ彦根中  
 將の弁解あさんも辞あく進退逼り一其折く讃岐

守の一言ふ薄氷を渉む危所を遁まこ俱み退出倣  
 一たりけり

第三回

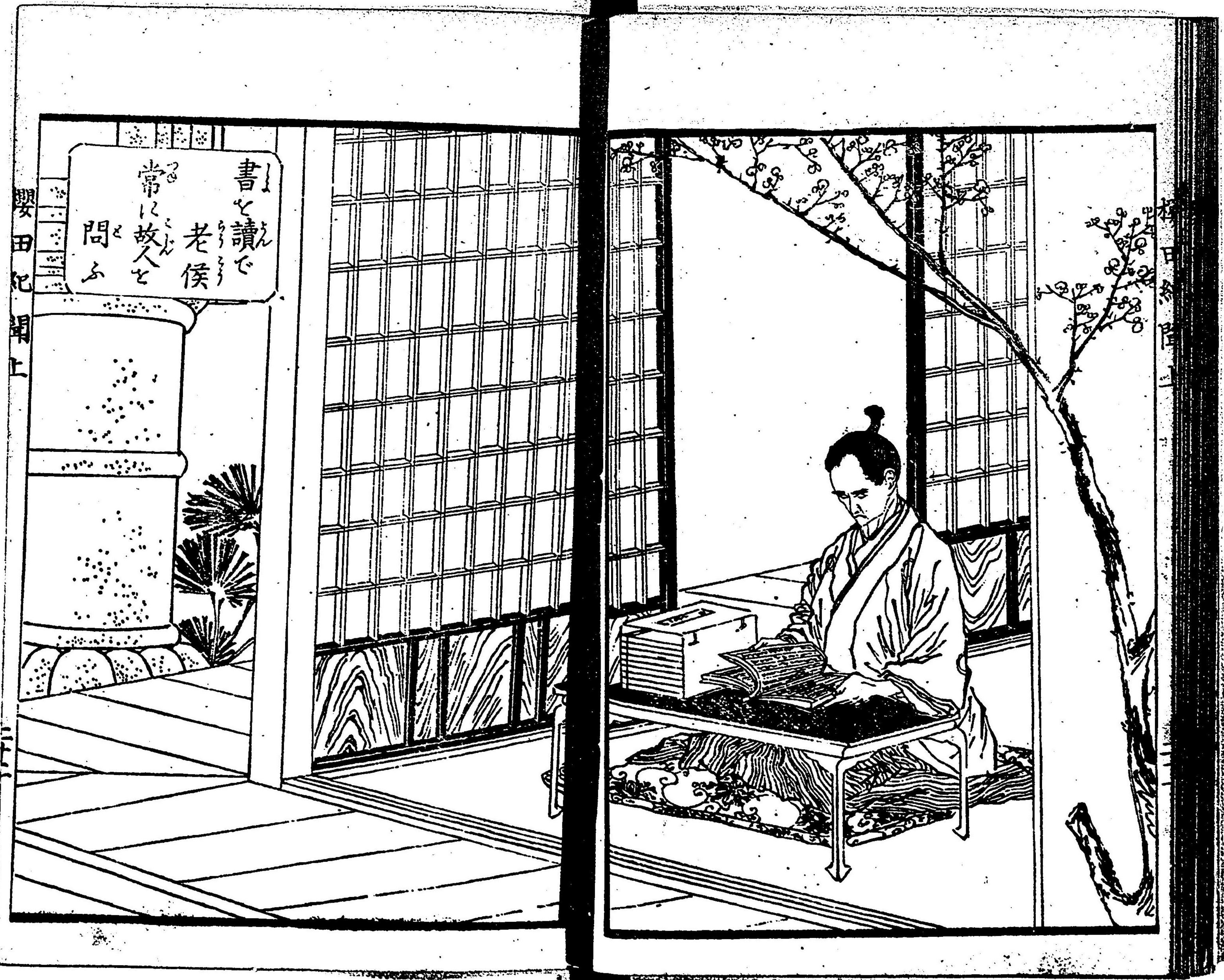
信而復水戸前中納言齊昭卿を昨日柳管ふ登城む  
 り彦根中將直弼主と外國通信條約の粹み依り飽  
 まで議論あきまき彦根中將あり勅許を蒙り所置  
 せやう既に前條ふも談じ如く辞尖く解れ一うど中納  
 言の中将が勅書の下じ言訳の素より其庭の遁辞



なるとの兼而京師の探索めく篤より察しぬ故に翌  
二十四日明六ツ告る太鼓と俱み小石川の館を立出ぬ  
柙管ふ登城倣し將軍の柙對顔を願ひぬと雖も將  
軍ぬ柙腦彌痛せらる迎も柙對顔の程にうづる  
との事ありけしハ無念まぐるも退出ありて小石川の館に  
歸らせぬふ程多く幕府より柙使者何ぞて前中納言  
殿ぬ當令柙慎とあるべしとの台命あるも其段柙受  
ぬせらるたり然るふ水戸の一家中の兼て中納言の志し

み倣ひ尊王攘夷の赤心ありて昨日殿中ふての議論と漏所  
不日攘夷ふ決せんと思ひ勇ましく甲斐もましく老君ぬ遠  
の御慎み受らるるも是唯彦根中將が奸謀よりをのが  
悪政の失錯と權威ふ任せく人々遠ざかん憎き大老の振  
舞うると怒氣を含まて憤り俱み慨氣を願しけり茲  
ふ又將軍家定公ぬ這程の柙病氣に全くの事ありける  
六月の初旬より海内一般に疫癘流行するふ此病症最  
尖くして始り卒然と發熱し又より穢るふ吐瀉する事





書と讀んで  
老侯  
常に故人と  
問ふ

嬰田紀朝上

梅日然置



甚しく終身冷へ且搏筋一岡へ苦しくと兩三日あて死す  
るあり又烈しきに至りて一日或ハ半日あて斃るるが  
故に並倍ふ三日コロリと以後の僅ク一時病を又即  
時死するも有りて頻コロリとも病名を喚び衆咸大  
ひに畏怖をせり這ハ西洋めくコレラとりける病名を  
る然訛りてコロリと喚びる故るべし原此病ハ東興の  
邊より發して終ニ西國まで傳遷せり從來我邦にて  
ハ例數き一種の異病あるが故に老函もり多し治療ハ

慣て是病為小全國あて死する者九三千万人および  
倍る折る將軍家庭も此疫病ふや在りけん僅ク病  
着ふ甚く悩ませ給ひり七月八日斃去あり壽二十五歳  
とぞ聞ゆ斯る僅ク凶変あるが當中周章大方なくば  
上下悲歎ふことけるが這時は未と幼君も在りしが  
何れを嗣君不定めんと先其許議み及ひける然るは彦  
根中持の計らひも將軍家の喪去做しあふ深く秘  
置只御不例のミ沙汰倣しけるが終ニ同年八月八日家定



公の薨せりれを普く天下に知らしめて既其喪を發  
せしむる京師より同月十七日權大納言源忠禮卿を  
勅使として関東に下し以故大將軍家定公に大  
政大臣正一位を贈り謚を溫恭院と賜ふ是に依  
て御臺所を天璋院と稱しける這は是後の談し  
とも緯の便宜に記すなり开の叔父幕府の將軍  
の嗣君を儲け定めんと種々集議し速び一所一橋  
刑部卿慶房を正しく水戸老侯の子息にして聰明

英智に涉らせらるれば徳る時勢の折るる此卿を  
のり嗣君とせん夏最も至當なるべしと尾州侯を  
始とありて越前津山仙臺土州肥前伊達の七諸侯  
佐倉上田の兩閣老及び石河土州本郷丹州の兩參  
政等も拳つて這の旨を議せらるるみぞ自餘の羣  
吏も然るべしと大半同意為なりしうと唯彦根中  
將の憶ふ仔細の末をみず曾て此議を告げ  
本来紀州菊千代殿を神養君みるされ度柳内慮



のありけるゆゑ此君ありて嗣君と定むべけきやうゆの  
意見も更ニ待ず今給漸く十二歳ふりありあ紀伊  
宰相殿を執立く願く宗家の世嗣とて是と徳川  
十四代の將軍との稱けり介程ふ故將軍家定公  
の俄うも薨去在ませしに就て給々たる取沙汰も  
り其の中ふも彦根中將ふ阿諶幕吏ハ將軍薨去  
の急症を名として辞功工よ告るやう近頃水戸の  
老侯ハ君ハ威光を煥と思ひて子息刑部殿を將

軍の職も居り其勢威を惜んく羈ふ緯を備けら  
るゝ是咸君公の英断ふより老侯ハ策画併とな  
り然りとすども將軍の薨去の始未ふ至りて  
疑ひ思ひ仔細ありきを俱ふ注意を倣まべきと  
折々中將ふ告ぐる者あるを以て常ふ彦根中將ハ水戸  
老侯を積んとする内慮頗ふきざりて是より人の諷  
を容らざる種々探索を廻らして真偽も分ぬ事を  
名として終ふ水戸老侯を始とせし一百餘名を



撰<sup>せん</sup>成<sup>せい</sup>一<sup>いつ</sup>稱<sup>しょう</sup>憚<sup>はん</sup>る<sup>る</sup>所<sup>ところ</sup>多<sup>おほく</sup>慕<sup>む</sup>威<sup>い</sup>を<sup>を</sup>獨<sup>ひとり</sup>り<sup>り</sup>主<sup>しゆ</sup>張<sup>ちやう</sup>做<sup>ぞ</sup>一<sup>いつ</sup>衆<sup>しゆ</sup>の  
恨<sup>うらみ</sup>も<sup>も</sup>受<sup>う</sup>ら<sup>ら</sup>る<sup>る</sup>此<sup>この</sup>四<sup>よ</sup>頗<sup>ら</sup>る<sup>る</sup>書<sup>しよ</sup>盡<sup>じん</sup>一<sup>いつ</sup>這<sup>こ</sup>ふ<sup>ふ</sup>説<sup>せつ</sup>う<sup>ん</sup>と<sup>と</sup>欲<sup>ほつ</sup>  
せ<sup>せ</sup>う<sup>う</sup>ど<sup>ど</sup>初<sup>はつ</sup>巻<sup>まき</sup>の<sup>の</sup>紙<sup>し</sup>真<sup>まこと</sup>ふ<sup>ふ</sup>定<sup>さだ</sup>頼<sup>たの</sup>何<sup>なに</sup>と<sup>と</sup>を<sup>を</sup>開<sup>ひら</sup>い<sup>い</sup>次<sup>つぎ</sup>の<sup>の</sup>巻<sup>まき</sup>ふ  
談<sup>だん</sup>り<sup>り</sup>出<sup>い</sup>き<sup>き</sup>を<sup>を</sup>听<sup>き</sup>ね<sup>か</sup>り

内人  
浅井 調瓶 校合  
中島 湘湖

櫻田紀聞卷之一終

春雪 奇談 近立櫻田紀聞卷之二

東京寄智 松村春輔綴

第四回

介<sup>さう</sup>程<sup>じやう</sup>ふ<sup>ふ</sup>故<sup>ゆゑ</sup>將<sup>しやう</sup>軍<sup>ぐん</sup>家<sup>か</sup>定<sup>さだ</sup>公<sup>こう</sup>の<sup>の</sup>遠<sup>とほ</sup>み<sup>み</sup>薨<sup>こう</sup>去<sup>き</sup>在<sup>あ</sup>り<sup>り</sup>せ<sup>せ</sup>一<sup>いつ</sup>の<sup>の</sup>勘<sup>かん</sup>一<sup>いつ</sup>  
く<sup>く</sup>不<sup>ふ</sup>審<sup>しん</sup>の<sup>の</sup>所<sup>ところ</sup>へ<sup>へ</sup>あ<sup>あ</sup>り<sup>り</sup>と<sup>と</sup>彦<sup>ひこ</sup>根<sup>ね</sup>中<sup>ちゆう</sup>將<sup>しやう</sup>少<sup>せう</sup>の<sup>の</sup>密<sup>ひそ</sup>り<sup>り</sup>ふ<sup>ふ</sup>探<sup>たん</sup>索<sup>さく</sup>あ  
る<sup>る</sup>一<sup>いつ</sup>と<sup>と</sup>素<sup>す</sup>より<sup>より</sup>浮<sup>う</sup>説<sup>せつ</sup>を<sup>を</sup>信<sup>しん</sup>容<sup>りやう</sup>一<sup>いつ</sup>讒<sup>ざん</sup>訴<sup>そ</sup>を<sup>を</sup>容<sup>りやう</sup>る<sup>る</sup>中<sup>ちゆう</sup>  
將<sup>しやう</sup>が<sup>が</sup>權<sup>けん</sup>断<sup>だん</sup>决<sup>けつ</sup>一<sup>いつ</sup>けん<sup>けん</sup>這<sup>こ</sup>回<sup>かい</sup>一<sup>いつ</sup>橋<sup>はし</sup>刑<sup>けい</sup>部<sup>ぶ</sup>卿<sup>けい</sup>を<sup>を</sup>養<sup>やしやう</sup>君<sup>きん</sup>ふ  
立<sup>た</sup>ん<sup>ん</sup>と<sup>と</sup>議<sup>ぎ</sup>論<sup>ろん</sup>を<sup>を</sup>主<sup>しゆ</sup>張<sup>ちやう</sup>せ<sup>せ</sup>る<sup>る</sup>一<sup>いつ</sup>方<sup>かた</sup>々<sup>々</sup>其<sup>その</sup>他<sup>た</sup>不<sup>ふ</sup>審<sup>しん</sup>の<sup>の</sup>廉<sup>れん</sup>



ある者を悉く幽閉せんと第一水戸老族を駒籠  
の邸に蟄居し尾州越前土佐伊達ハ各家を其の嗣  
子に譲りて別邸に隠居せしめ一橋殿の登城  
を禁ぜらる其の他佐倉上田の両閣老石河本郷の  
兩参政并奥醫師の岡樂仙院多紀樂春院等を  
始りて一或る役を召放され或ハ禁錮せらる  
この一百餘名に逮びしとぞ  
是より嚮水戸老族の彦根中將が幕政を恣り

て外國と條約を結び且つ朝廷を輕視なり更ふ  
尊攘の念なきを深く歎かせたしこのかゝる家臣を  
一々驅りし勤王の公卿と謀り幕府を大いに補  
けんとい管心を碎きしめし京師に於ても幕  
吏自らの所置を行多し獻旨をも遵奉せだ輕  
蔑の舉動ありし我深く憤ふらせ給ふより報國  
盡忠の公卿方を密に召させし折かゝり此時  
関白尚忠公九條 正一 右妃の御實父より



とうせどの當春佐倉侍従が登京の砌幕府の意ふ  
 應トらき一を疑ひ思一召さるゝ故ふ此公を除  
 かせられ近衛左府公。鷹司右府公。一條内府公。三  
 條前内府公。二條亞相卿を連署みく水戸老侯ふ  
 内旨とゆひ其文畧一て左ふ記す  
 近頃幕吏等 朝議を俟ず條約を結び且ツ親藩  
 を擯存する等甚ど物議を察せざる者あり今強  
 膚外ふ在り廟謨斯の如一 聖念復一日を安ん

せず宜一々夫れ幕府を輔け外事が撥ひ衆望ふ  
 副へて以て 聖念を慰せよとの御内旨あり  
 侍て此頃京師ふ在住せ一水府の臣鶴飼吉左工門  
 其子幸吉の兩個を密使とて八月初旬の内  
 旨然とて一て京師を発一日を経て東武ふ赴  
 きウ駒籠の邸ふ着一て羈うふ詔書を捧ぐ  
 む老侯の歡び大方あゝ涙あぐふ押頂さ开  
 由有難く奉戴あゝと一は是を漏听く忠臣等ハ



いよく志しを慣ふして俱ふ勤王の御為ゆ此  
一身を抛つとも老疾を輔けまわらせんと茲み  
て水府の者を一激心とぞ做りたりける悠り程  
み彦根中將みん斯る更にもやあつらうと敏より  
注意りつ其臣長野主膳を命ト京師の事情を  
探らせし主膳竊りみ周旋して内旨の下る所  
以を知り且つ水戸家の臣安島帯刀とり入るりの  
一橋殿を嗣君み做さんと鷹司家の家臣小林氏

部大輔及び官女村岡等と相謀るの密書を手入  
其他朝紳の家士又々在京の儒者等這の回外来  
條約の一条是咸大老の七状と議合し朝論を煽  
動する輩の其名と挙げし委々く内通せし中  
將大いみ駭きて斯る重大なる勅書をか輕輩乃  
手み取り扱をせ公武確執の根を醸し國家の大  
更み速へると須更も忽がせみ為べかゞと直  
み閣老間部侍從詮勝を京師み登し所司代酒井







少将忠義及び内藤豊後守等と謀り遠度内吉の  
係りたる慷慨の士をふり更あり一橋殿の嗣君の  
更ふ関せしその第一層嚴密に探索し先づ第一  
の鷹司近衛三條の三公を幽閉し彼の小林民部  
大輔久我家の家臣春日讃岐守三條家の臣森寺  
因幡守官女村岡水府の士も在京の鴉飼吉左  
工門并ふ幸吉越前の藩橋本左内慷慨の浪士ふて  
頼三樹三郎梅田源次郎を始めとて総く三十

餘名を捕縛し其の内多く有官の人を網羅物そ  
の餘を鷄雞筆ふ打棄せし町奉行小笠原長門守の  
役郎より直ち護送せしたりけり又東武不て中  
閣老参政町奉行等其の組子等ふ令を下し京師の  
黨ふ一味せし其の嗣君の更ふ預る輩嚴密に穿  
鑿ありて水戸の臣安島帶刀曾我權右工門の臣飯  
泉喜内庶兒島の藩日下部伊三次を始め二十餘  
名を囚縛し各鞫問を遂げりて裁許の沙汰ふ



及むる重き死罪或は遠流輕き追放不處せし  
るその秋冬兩度ありて數十名不及びしとぞ

第五回

余程不京師東武の慷慨有志を残りて縛ふ就くの  
とわい水戸老侯の身の上を一層嫌疑するそのら  
彦根中將の慕政より此年十一月に至り老侯の罪  
を再び鳴らして終ふ水府の居城不幽閉し其の二男  
慶篤八男則ち一掃慶喜卿をも幽閉做しけるみせ

水府尾州の士民等を幕吏を罵詈雑言止すして遂に憤怒  
の餘りみや幕吏を斃し攘夷を倣し精氣を朝廷  
に貫通せんと各得物の準備を倣しつ同月下旬の  
頃より下総の国小金ヶ原に屯集し既し椿事不倣り  
りやせんし幕府の許より隣國の諸侯も駭き駭き  
しかと鳥合の兵の常よりけん此支遂に瓦解して  
間なく鎮靜なたりけり倂し一程に此給も暮る  
次の年安政七年に當りけり我萬延と改元ありし



春亦至り彦根中將の沙汰として外國交易ならん就  
て其貨幣の釣合宜しからずとて古金の位を騰貴せ  
り然れを是まぐ一四の融通たりたる保の字小判  
の忽ち四四餘の位不及び其他歩金に至るまで大約  
あれふ比較するに一時の物價沸騰して賤民是  
が為より困苦を増し市街に苦情を演る者喋々として  
罵りく這も又苛政の一端ありんと識者の智根を  
擧げしとぞ介程の彦根中將の威權日を追て熾んぶ

るの専ら幼主を輔佐做し其慕威を獨り振ふるあり  
往古美久の北條兼武の足利ヶ如き逆典ありと報國  
有志ハ云ふも更あり實は水府の臣家小於て其奮怒  
不堪兼這の程より密々心を苦しめて奸吏を斃し  
老侯の耻を雪ぐん計謀もがんと區々集合做し  
中には是の亦安政七年申の春「萬延」と改元ありし年の春  
水府の士族八十餘個同國長岡とりのりて野に集會做  
し專幕府の苛政を論じ恣ふもして老侯の宿志を

豊日七月下



果さんとのをと俱ふ憤氣を會ひとり人ども誰あひて  
 發語まるりのたゞざる折柄金子孫次郎ひとり人どもの  
 衆ふ先んト論ずるやう我輩斯の如く集會做すの畢  
 竟君主の耻を雪え且つ 皇國の神為に粉骨細身  
 做しつるも是咸元老彦根中將の慕政より起る所  
 れを 皇國億兆の民み代り中將を討取る時自  
 然の幕吏も先非を悔悟し復晴天の光輝も拜せん  
 諸君の賢慮什麼ぞと言葉清しく論ずるふ八十餘

名の壯士等の實ふ其計の弁論と頗る義務の基本  
 ありて雅く異論を演舌せんや実ふ尤も同意一つ中  
 就強氣の壯士等も勇ま進んで見へたりけり弁論中  
 みの佐野竹之助論ずるやう今大老を討斃せ幕政  
 大ひみ一変し我等が微忠の貫轍せん是亦論を疾  
 ずとり人ども中將も亦大敵あり容易に討取縛固  
 かり此儀の謀畧什磨せん孫次郎答へけるの貴殿  
 の準備さうとちかぐらう譬へ天下の大敵ありとも不





八十の  
壯士  
長岡  
来會

櫻田紀綱下



櫻田紀綱



意を懸く討時を何条堅きと仰ぐん尚又討せき  
機會とりよる中將登城の折を窺ひ不意の備へて見  
究一一同とどろと切菟をその虚を討とせしむ  
供人奴の周章狼狽疑ぐひ其折兼而の手筈と合  
一中將殿の御首を申受んと存ずるなりと勇をみ  
いさんで議一けきを威一同ふ歡てひつ忽ち決議  
做一たりける侍り一程も同國靜村の神職齋藤監  
物り入るやう唯今決議する人の更も異論ありべき

あつ松と本望を遂ん日いつ頃と定めん且つ其疾ふ至  
りて各々討死の覚悟なるみ後日其名の正一かくされば  
所謂豹死み等一き乱臣の所業なると姦人の許を  
受くる時の千歳の未まても汚名傳流するみ似たり  
依つて思ふの期日を三月朔日三日兩日の間と定め  
各其の前ふ出府做一緯を密々ふ謀るべき勿論ふ  
り復各彦根中將が罪科をあげ止むと致得む初  
如き速ぶの趣意書を懐み兼く準備せざるを



あつて金くうずいざ維う趣意がきの文作倣いありるべし  
と硯料紙をとりつぐけきを佐野竹之助りひけるやう監  
物殿のりそるごとく其の書ふくて世人のそかゝる幕吏  
等緯を儲け出して我等を乱賊の臣とりふづきは是亦  
足下の説の如く倅ひ文筆に听へ高き監物殿何卒  
揮毫あるべしと一同強く雷ひるふを左のく愚昧  
の拙者ふもども嫌讓の還而失敬ありと聽て認めた  
る趣意がきの二集の録すをとりて茲に劣まる倅て

まゝ監物の衆人ふりけるやう斯の如きの夏件を謀り  
俱ふ誓ひを結びいかゝる各誓紙の神文を認め血  
判倣いつ當府中不宮柱太一く建せぬ荒高き別  
雷神の寶前ふ捧げ奉らんと思ふあり各意恁よこ  
問ひ試みるふ威然べしと答へけきを監物再び筆を  
振ひ認りありたる神文と開が終寫して左に録す

神文

大老井伊掃部頭直弼八國法ヲ

櫻田記開下



守ラズ政道ヲ乱ス好賊成ルニ依リ此  
度我等天下國家ノ爲メ直弼ガ首ヲ  
討取ント誓ヒシナリ願フハ神助ヲ添  
サセ賜ヒ國賊タル直弼ガ首ヲ討取セ  
賜ヘ猶亦一同血判ノ上違背ノ者ハ可  
蒙住吉大明神吉田大明神別而當社  
別雷神ノ御罰ヲ者ナリ

安政七年庚申  
二月日

八十餘連名血判

斯の如く神文を認め八十餘名血判をぞ倣一たりたり  
徳高橋多一郎のりるや叔違の神文と神前ふ  
奉納せんみ誰をり計らんと問ひけまハ監物  
答へりし鯉淵要人主とせ徳る作法は明るたなれ  
を鯉淵氏然るべきやう取扱ひをるべしと咸一同  
小頼とけるみや要人を委細心得て既神文と受取  
わを多一郎の金子二百匹を紙と包と是ハ神文  
ふ添て奉納倣一たりるべしと差出すみや鯉淵要

興日記月下



人々其伴件の二包を懐ふ納めりて飛ぶ如くみ  
 別雷の神社へ参詣做し彼の二品を奉納し暫時  
 祈念を凝らしてより長岡へ立ち歸るを感々要  
 人を秘ぎしつ出府の準備を急ぐその別れを  
 告げし歸るあり又残り居る行末を打語りける中  
 金子孫次郎がりんるや我等這度の夏件を起し  
 一身を抛つる再び這の地み歸らんと素より堅  
 き絆あるを丈夫一度誓つて復か人あらずと古人の

言葉を摸するなと結と再び歸らぬ印として茲地  
 ふ一ツの大杭を建而して東武ふ発せし一就れも  
 急よと私語は是又一ツの興ともありあん速よ計ら  
 ひありるべいと咸同音み促すを金子孫次郎の大  
 いふよりまび之ぞ愉快の首途あんと速み長岡村  
 の若者と喚集り方一尺丈一丈餘りの大杭を持来  
 るみぞ孫次郎を其速くなる賞美做し開け  
 代料として金二田と遣りけるみ若者等へ歡び



壮士  
 長岡に  
 木表と  
 遺を



櫻田毛月

十

大日本大小至忠招捕公魂表

七夜の月をくわくくわく見ると  
 ちりりの音とありて舞臺に  
 大日本



櫻田毛月

十



と押項おしぐみまでぞ帰りかへり—かを孫次郎まごじらうを硯すずりを取寄とりによせ墨すゑ  
ろくくと摺出すりだ—いざ高橋氏たかはしうぢ此大杭このおほくわみ大字おほじと認めとら  
あつるべ—と硯すずりと筆ふで致あつす押進おしすすめ只管ひたすらとふく止やまが  
ねを高橋たかはしを大杭おほくわむかひつ書記ききす

大日本大小至忠招楠公塊表

大日本おほにっぽん大小おほこほ至忠ししゆ招楠しゆうなん公こう塊表くわいひょうとぞ書附かきつけけりとを金かね  
子孫こまご次郎じらうも大杭おほくわの横側よこがはも

七度しちどもつきかへりかへりきく皇國みまくに致ま 教者しやうしや  
まのりれ魂たまとなりなり孫まごは父男ちちおとこ

七度しちども生なまくくりきて皇國みまくに致ま守りまもりの魂たまとああらん丈はぢ丈はぢ  
男おとこと和歌わが一首ひとしゆを書記しき—たり這ころ七生しちま滅賊めつそくととりく  
意味こころあるべ—悠く々く此日このひの集會しゆかいも夏果なつみたとは這こみ  
居ゐらんも易やすああた業わざあり各東武おほとうぶへ飛足とびあしの准備じゆんびを俱とも  
にああををやと宿所しゆくじよを差さてぞ立違たてちがりける

附つ云い水府みづのふの藩士はんし等ら老侯らうこうふ内うち音ねの下したり—時とき



幕府より閣老安藤對馬守を遣へり其内 旨  
を取らんとして折々中納言父子成教を奉  
幕使内旨と還んと做ししふ藩士等之  
を拒む縦令幕使の命ありとも内 旨を準  
よ渡す登りしげ亦強く 朝廷に還せしめ  
を宜しく直ふ之を奉還まんとし決し安  
藤閣老の意に隨はず速に藩士等尾州の  
脱士と俱み下総小金ヶ原に屯聚せしむ  
嚮

小説出あり如くあるに鳥合の兵と事ならず  
しりてや其砌の老侯も太く駭かせたし親ら  
書を作りて諭ししふより藩士猶老侯の意  
に應ト半の鎮定するとりんども尚幕吏の酷  
薄を悪し長岡村に會するもの八十餘名彦根  
中將を狙撃せんと議を決し神文を表し以て  
同志の誓を做せし期日の至るふのぞと末ど  
機會又早しと云ひ或の妻子は別れんとて哀

嬰田記 下



一と理を曲げて止まる由あり或は遠く病  
ひをりて期日候過す者有りて遂に盟約の  
如く東武不発一 大義を奉るもの十八人  
と云はりたり亦高橋多一郎 其子莊左門金  
子孫次郎の三個を十八人の内よりせんば  
是咸義不反せず一 櫻田の挙は會せしより  
自天下は功を倣へたりと尚々の傳説の委し  
きは終り第二集は説分べし是より著を條下

ハ八十餘名を反復し彼の十八名の事實の  
を綴りてなむを看官是を注意して讀せ  
たまへかし

第六回

介程小静村の神官齋藤監物と云はるる志津大  
明神の神職めし神領二百石を賜りて家内優福  
小暮しけるが人と倣りし秀才ありて且古今の  
群書は眼を矚りて頗る俠氣を帯たりけり然る者



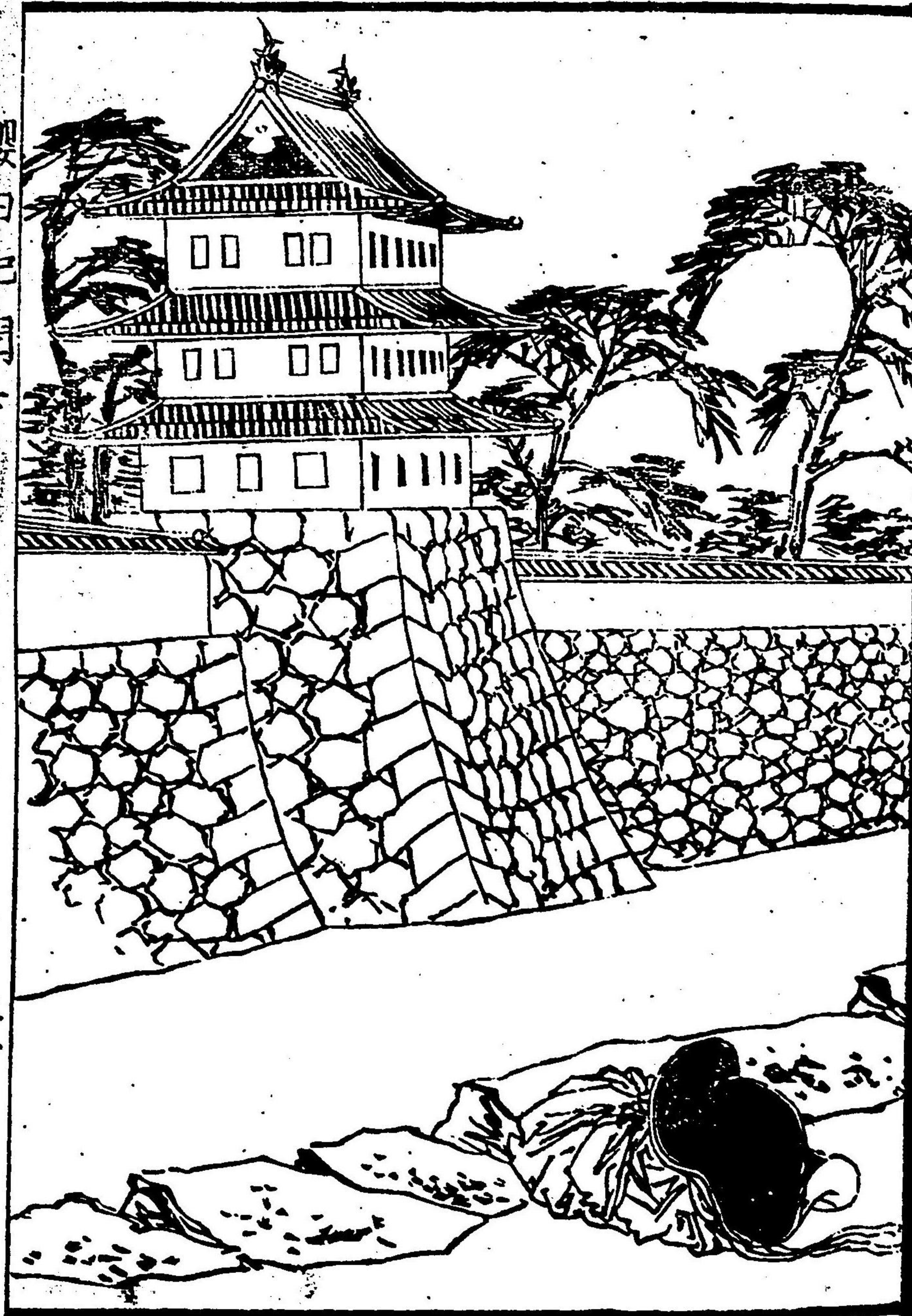
今朝長岡村の集議も衆も先んト席ふ列あり漸  
く緯の控るふ速び俱々退去做一つる又監物の兼  
而福優の人多きども這度出府をなげりる金  
子の準備を做さんとのと路あり同志ふ別れ告  
げ夫より太田町あり商人は兼く貸置一金子を  
受取り路用の半に満せんと先づ水戸の城下ふ足  
を早め既み府城の大手先は来り一うが老侯の  
御居間の方ふ向ひ土地は座一ツ項天を下り其

所み居ますが如くふ一々其度ハ志津の神主にて  
齋藤監物と申すものあり叔這度の國家の爲  
め君の御為め又同志を語合江戸表へ罷出  
大老井伊中將の御首を討取りしんと同志  
不残らる我決一既み明朝より監物更も所國  
内を發足りり累年の御鬱憤を散トんの監物  
等々微忠多きとも御鴻恩の高きよ比すれを萬  
歩の一ふも過ぎざるべいと流石豪氣の丈夫男

嬰田紀朝下

十九





別々奉次



壘壁を  
隔る  
名物  
監物  
別々奉次



も涙の袖を絞ろり立去りかき折しもつと往來入  
の足音に身我起しつと莖うちちらひ噫我まぐろ愚  
痴ありた卒さ差方ふまろんと夫より太田町ふ足  
を早も兼て金子と貸置し何某ッ許ふ至り件の金  
我受収ゆさろり無き体ふ別れを告げ静村さしてぞ帰  
りけり這日齋藤監物の凌晨のちち長岡ふ来り夏  
果てより其所より九二里をろりの道を水戸ふりて  
夫より太田町まぐろ五里餘りの路を急ぎ太田

町より静村までまぐろ三里餘の道法なきに都合十里  
餘の長丁まぐろ我まぐろ村みかろり傾む春の日まぐ  
ど陽のなけて白暮淋し入相の鐘まぐろ里も何とや  
ら心北ろ我宿の裏口よりぞかろりろを女房子  
供も出で向へ子供に兄十三才父ろ人あめ帰るゆひろ  
と俱も喜び右左り袂みすがり大人しく叔女房の  
監物も洗足の湯を汲んでかろ草鞋の紐とくくも  
夫の足を洗ひ杯し既も座敷に居るをれば女房

翌日巳門

三十一



今日の草叶を慰さめ昼間準備や做したるけん二  
 種をうりの肴をまろく酒あけてきて薦めりみぞ監  
 物の盃を採あげて親子四人の酒まろみ憂を  
 りの興一けり倦り一程み監物を兄ある子供を  
 膝下みま移ぎつ聲をまげま一云けるや其まの先  
 祖より累世此神の神職み社領二百石をあり  
 て何不足なく過せし由偏よ國主の御鴻恩須彌山  
 より猶高し然るも現今御老君み井伊掃部頭

が慕政の為御慎一を遊むさる君辱一を  
 受る時を臣死るの微ひ我等袖手傍觀の不忠を  
 さんや是ふよつて今夜より江戸表又発足あり掃部頭  
 が首を討取んと既み八十餘名の同志の者と長岡の  
 會議み堅く誓約ふま一かゝの直に首途の覚  
 悟み決せり去る汝等も誓へりが云跡となる  
 とも忠義の意を忘るべしだりつぎや授けし書物  
 をも能く覚へしつ愈も其の書物ありつん



往昔漢の大舜とりんもの言人の親あり家の窮  
めて貧しけむを耕さむ今日を過す能はず  
耕せを親ふ孝をすし事做しがごとくと遂に耕す  
と成やめ孝養を尽せしを大象来つて是を耕  
し鳥も来りて芒りしとや汝等も能く大  
舜ふあひ忠と孝と成忘るる亦我妻も今子供  
らふ論を如く能く子供を養育做し當家の  
氏姓を續すべしと思ふに流涙做せし女房

子俱も一同ふ涙を暫時やまざりけを憐て果とと監  
物の再び心を採直し或は叱り或は解和三人と更ふ  
論せやう武士たるもの常を義と重んどの一  
身と抛ち名残末の世に残す時を這の上も面  
目あり某も此度掃部頭の首と討ち名を皇國  
に残すつる必す歎くところん卒旅の調度を准  
備せよと獨意と教團ちける女房は是ぞ一世の  
別れゆく哀しき旅の支度とて立も得ず泣



伏しける監物左よそと思へども女々敷意をりてを  
 同志の憶えく愧べきありと妻を叱りて漸々旅  
 の準備を急ぐせつ手早く支度を調のひて草鞋  
 乃淑あつくと結び最早発足の時刻も過らん同志  
 の無かー待わぶらぬ随分無慮やと云ひ捨る外の  
 方にぞ出行けるみ女房子俱の三人の開ケ終其所に  
 泣き伏しける愆く復監物の妻子の泣くと見向きも  
 やらず志津大明神へ参詣做ー大望成就做さー

りま人と祈念まーつ暗の夜道を今朝も同志と  
 約諾あつる上総の國富津の港へ急ぎける。

因ふり長岡ふ會同せーと上総の富津より  
 乗船より武州品川へ涉らんと同志不残談合  
 せーうが今監物も同夜衆ふ嚮んト這の富津  
 み至りしあり是より第二集ふ説出まへ佐野竹  
 之助が國を脱するの奇談と七田の始トあり著  
 蓮田市五郎が老母と姉とふ大事致隠を脱走



あきんと謀り—とてら 豈計らんや老母の早も  
 市五郎が這田の宿志我知り晴天白日は市五  
 郎が隠居たる出府の緯を云ひいで—みぞ  
 市五郎も老母の忠心を感へ遂に同盟の宿志  
 と語り—かを老母の首途の印—と種々を  
 授へ尚も教訓をせし—も珍ら—た語と  
 ぞ—え續ひく十五人が銘々の談—にうづり  
 遂に櫻田の変動も速ふ至るまぐ委く真説

のそめて更ニ編者か作意を交へず看官第ニ  
 集の市は發まる日と待く只管愛顧を願ふ  
 ぬまゐん

兩亭中山信校合

官 許  
 明治八年三月十九日 櫻雨園社中藏版



櫻田紀聞卷之二 終



松村春輔著

近世櫻田紀聞

月岡芳年画

二編二冊近刻

三編二冊大尾迄

近世名家和歌集

近刻

近世名家詩集

同

天野八郎 覺死体録

全二冊 近世

高畠藍泉著

因中遺稿 鮮齋水滸圖

奇談 近世櫻田紀聞卷之三

東京寄留

松村春輔編輯

第七回

茲そ復また佐野竹之助さのたけのすけ光明あきみつの長岡村ながのむらの集議果しゅうぎ一いっより齋藤さいとう

一いっ徳とく等の同志どうしと別わかれ自みづか宿所しゆくじよふ飯いり来てきて既すでに脱走だつそう做なさ

まくろりすに什麼いんせん路用ろようの金かねの薄うすけもバ詮せん方盡はつきく

其その夜よの止とどり夜よをぐ路用ろようを物ものせんと頼たのみ思慮しりよとぞ廻ま

らら一いっけるさる程ほどふ佐野竹之助さのたけのすけの這程あかひまでも前まへ黄門おうもん卿きやうの小こ



姓役を勤仕せし身は高録に在りて、悠る大車の場合、合ふ望と路用の金の準備なく、僅の日數と知り、つても一日、茲に脱國を件の緯ふ後れ、何等の故ぞと尋ぬるふ是より、嚮竹之助が未だ幼年の頃、父母共み世を去りつるを父方の伯父佐野善左工門とり、人竹之助を我家に引取り、養育せしつるうち、竹之助も、稍生身して十七歳の春、黄門卿に召出され、始めて小姓役を勤たりしが、素より單身あり、當時も

伯父許同居ふれ、衣食を始め、何となく、事皆伯父が裁判ふり、自由と身ふり、ざるふ馮り、這度の事件を白地ふ伯父に語り、路用の金を受取り、やとも憶へども、這る頑陋の老人、ふて、聞を暴道の盟約、振と先恐愕く止むるなく、ん悠る時、ハ蜜謀も漏て、大事の障りあり、兎やせん角と夜もすがら、當惑して、居たりしが、漸く、みりて、各別定まり、は、明中、ぬ夜の中を、忍び、準備を、做つる、竹之助が先祖よりける、佐野下野守



武田信玄の旗下さる折川中島の軍起り其役不當り  
 佐野下野守が武功拔群なるを主君より拝領せ  
 一と謂傳えある二種有り開の鎧小手當と三原政宗  
 の銘刀一腰是より這のよき家の什寶を常  
 伯父が家の倉庫に秘置を夜に紛れつゝ竊りぬ  
 取出し二月十八日夜の明がこみ日頃知己の西浦濱  
 の郷士何某が許不件の品を携へ来り主と對面し  
 陳るやう這度明友の甲乙と談合做し文武の執

行とあきましく欲す既し今朝より歩立り京師のりへ  
 巖んと心計りの準備の果し旅路用の金の貯蓄乏  
 しく是等を伯父に相談するを思ひ發去し宿望も  
 止めり故ち遣へりもつゝされを更し當惑仕りぬ  
 依りて主け快気を見込て怙はん一儀有り借りの鎧  
 一腰を累世傳來のものあり主も約莫の推し  
 たるん然のあきとも差蒐る事實の急ふ代が  
 依り主に憑るべき此内鎧のかゝ預けしわ



らせ學あり帰國せん日迄黄金三十五兩借あり  
鴻恩須彌を高くべいと他更なく怖む主へ  
まゝ竹之助が忠勇義膽壯士稀ある氣節をも  
日属頼母しくあつ物々何ぞ一議み違ふべく即  
時ふ黄金を拿出し竹之助も與へるかば赤歡ひて  
別れと告げ彼の政宗の一刀と帯び小手當と旅包  
をふ収めつ再び伯父が郎も飯らで開け隨富  
津に到らん先夜あめて長岡までもし頻りふ

路次を急ぎけり倦く復蓮田市五郎正實の十八人の  
其中ふく忠の素より身と碎き衆ふ秀と一働まり  
亦その母ふ孝順あり人誅くまると速ばんや市五  
郎の兄弟三個ふく二名の姉あり市五郎と姉とい  
年の程も違ひありて第一の姉は市五郎の多ど幼年  
の碓同列の士ふく金町とりみ所み住める何某が許ふ  
嫁入りせいと第二の姉はいまど残り居て市五郎と  
共ふ老母に仕へり由り市五郎は長岡より飯り来り

嬰日巳月二



只余所辯又謂繕入発足あるんとしてけるは老母を  
這度の宿望を粗推察や做したりけん市五郎も既  
準備もあし果て老母が居間より先程申上  
り只今より江戸表へ同列の者と罷出はして彼  
地の要用片附け序次速り帰國仕る覚悟で座  
り升れど亦要支の趣きより勘一ハ日數も  
相莞るるも計りごとく母さぬみいませど餘寒も  
烈しけしは随分ともぬおん身と御大切は市五郎

が無支で歸宅の折とあせ待あられか一卒同行  
の者の長岡みく待詫らめとて立莞らんとし  
けるは老母のヨ々と喚留る市五郎よ這度の餘り火  
急みく旅立支度も心まゝむ卒や老母が心をく  
の鼻向せんとしく黒羽二重の小袖壱つと小判三枚  
を市五郎が前ふ出りけしは市五郎の押項き懸て  
件の小袖を下着と做し母と姉とみ別を告げ長  
岡さして趣きしが後市五郎の櫻田ふて本意を





佐野光明  
夜伯父  
郎内と  
脱と





遂げ自訴して幕府より本多修理之助に預け申老母と  
姉を送り文章作り因よまて左に録せりこの文  
章みて見る時ハ正實を忠孝両全の君子みく尋く得  
がさき名はあり亦詩歌共に秀々多し這を録きハ後  
巻に譲りつべし

蓮田市五郎が母を送りし文章の真寫

一 等中上ハおのれやうくそ子もはるさのかね  
こころね集り集交済母さぬは様狂げは掛

おのんよくは種を種まきうくくゆを交濟り  
等ありね私り去月と日結好同志者於  
合指八人中合を済大老井伊掃部頭を討留  
せれよる新老中昭板殿に自訴及ひて款細  
川家へ送領す相成因九日本多修理之助殿に  
おれすよお成り今日迄日紙送り中は謙知ら  
る存て過り井伊家と矢下の奸臣よりて新家の  
將父仇敵より一昨年よりは家臣安島帯刀さぬ



茅根先生と略として有名の人とむづの衆  
めく記罪は行われ或は苦心に余りせし振付り  
或は獄中に狂死す或は毒死す一途さるる  
者等出来しを余く井伊家の所持する天  
の河為女後私義討ち加り希望を達し後  
先くよきげ版の教方と述を修むべき下  
其情の働も法分人より劣り申さぬ故  
自ら手紙の書法かて式可同とす式も何

きり今ハ平急仕後家おせんさくも何んく  
まのまり也と近日は甚く達しゆり  
年経河津急家難報ひもく先立ふ考い  
如何振を片上様も心合今録方世之思入後  
爰に申述も多し何年くは中し下さ  
等より形よりいし世のよ成勤考仕り  
河母さぬと終身因果たつる世方の世間も余り  
河津もろる多し河津とみそと河津父探







返りて大津を渡りけしおかけしつらつらと病  
へさ中におくぬる板のひやり控りし婦さぬ  
と死舞を演り控り私と思百は一生成れん營  
し控りぬ外も言ふまじな病と云返り  
考へ病も人法一命いおきりおまのとおえ  
中疾死まき時し生るも何う生る時死も五  
了く私杯酒先立中も佛家の中さる前世話  
約束しつらつられし折續天命とすものあり

お外と母病つらまきにして人間の一命と云ふ  
控りつらつらつらつらつら私我昨十月中大病  
お外お果山つらつらつらつらつらつらつら  
病死まきつらつらつらつらつらつらつらつら  
却る病心減まきつらつらつらつらつらつらつら  
はつらつらつらつらつらつらつらつらつらつら  
えれくも病つらつらつらつらつらつらつらつら

一お婦さぬつらつらつらつらつらつらつらつら



おとすおとすなり 一生の内まづ 一しんの内まづ 一しんの内まづ  
可仕と誓ねる度 多岐を以て 可仕と誓ねる度 多岐を以て  
あくおのひ 怒さる 怒さる 怒さる 怒さる 怒さる 怒さる 怒さる  
る 怒さる 怒さる 怒さる 怒さる 怒さる 怒さる 怒さる  
亦一は母さぬの事 大切 亦一は母さぬの事 大切 亦一は母さぬの事 大切  
あり あり あり あり あり あり あり あり あり あり あり あり あり  
中  
是も 是も

おとすおとすなり 一生の内まづ 一しんの内まづ 一しんの内まづ  
可仕と誓ねる度 多岐を以て 可仕と誓ねる度 多岐を以て  
あくおのひ 怒さる 怒さる 怒さる 怒さる 怒さる 怒さる 怒さる  
る 怒さる 怒さる 怒さる 怒さる 怒さる 怒さる 怒さる  
亦一は母さぬの事 大切 亦一は母さぬの事 大切 亦一は母さぬの事 大切  
あり あり あり あり あり あり あり あり あり あり あり あり あり  
中  
是も 是も

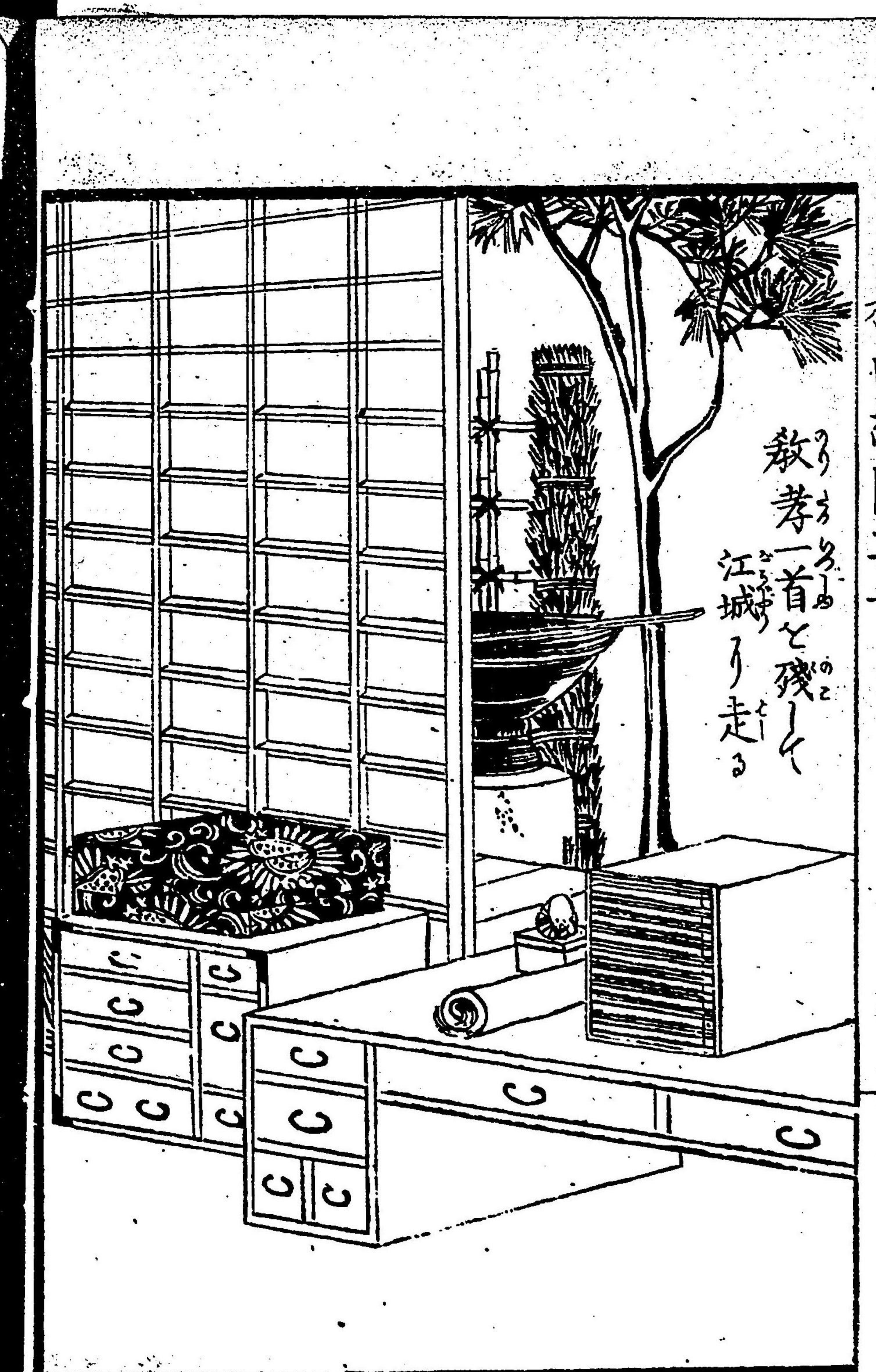




嬰日巳月三

十二

名氏  
身七  
武士  
家  
氏



櫻日約開二

教孝一首と残し  
江城より走る



一上室所出婦さぬ中より私におや成行喚く態歎乃  
あつと母を私より泣かす女狂がり母さぬを  
あ大切と持さるる下りて子供等ハ能くもそ持さる  
あくくは子紙と度目よりくお徳中ハ二度  
ほど書初たあつとをみあつとあ後母は泣き出さ  
中ハ母さぬ一少礼ハ心で中上と中中辨より  
くくは母ハ子辨をそ経てお私第一少披  
んてお娘とては少状より少あさるる女下さるるハ

中より後よりあつとくは少少少少とあつとあつと  
あつとあつとあつとあつとあつとあつとあつと  
あつとあつとあつとあつとあつとあつとあつと  
あつとあつとあつとあつとあつとあつとあつと

申上と月記日

蓮田市五郎

清母土さぬ

両少婦さぬ

あつとあつとあつとあつとあつとあつとあつと  
あつとあつとあつとあつとあつとあつとあつと  
あつとあつとあつとあつとあつとあつとあつと  
あつとあつとあつとあつとあつとあつとあつと



玉川先生の何事も生実源上人の忠  
如才に任せしめられし司命丸一錠は金指六両  
幸ふか来ると同拾貳兩請取し外残り四兩  
余りハ先方ハ此處合はせし言ひは  
石上村黒澤光庵と申すもの金指拾兩  
貸し渡す是ハ能く本意を承りて申す  
殿妻の分もよく委細に意味を承りて  
以相送給はせし言ひは返す言ひは

右に掲げ外も一書もども大同小異あるを以て茲は省き

第八回

茲に復金子孫次郎教孝ハ去年の冬南郡の奉行  
を勤役せしに什麼ある仔細みやありけん退役後  
の城内にて長屋を借りて這み假住居と做し居たり  
しとぞ然るも教孝も長岡にて集議畢ると開き終ふ  
路用の金と旅の準備をせんりのとて我家をさし



飯りしうど長屋住居の緯あまを女房に這度の一奉  
をも語るみ壁は一重なる隣家と漏れも怕れなり什麼  
せまどと思ひいかど所詮大事を漏さんより謂偽作る  
も可あらんと漸く思按も決意らるるを妻に向ひて吟  
けりやう這度餘義なき事件発り既今般より盟  
約のもの數十名江戸表に罷りけりを往復俱み一月  
計りも莞りつべし素より留守を能護り飯り来む日  
を待まを宜けきと言辞勢なき吟捨で速放立の准

備を徹し奥の一間まうり障子に一首の和歌を  
録して表の方へ走りし女房の緯の至急なる故  
何とりも間も在らばあそを随分無支み御飯りと一  
日由早くとり人多き人皆うす所々哉電陸續長屋  
を赤過ぎ影姿だみ入へずありしう女房の跡み只  
獨り茫然と見え入る方の奥の障子に数行の文  
字有り這を何人の懸あるか立寄りるを這い什  
麼家夫教孝の揮毫ありければ再び驚き読くと



すふ

「國とありの家とを捨て武士の名を

惜しむゆゑ身を惜しはば

教養と一首の和歌ふ意を悟を再び家ふへ取りたる  
りぬ夫の意にありつる做らん夫と知えぬ推察を謂も  
先づべし聞ともありんそのを管無くも別れし縁の  
衷しやと涙どの雨のやる瀬なく泣き歩伏しを正体な  
く暫時をたちも起きざりりり恠く亦金子孫次郎の

開の隨路次を急ぎつ長岡の方へと至りし長岡  
村の傍示ふ黒澤津三郎み出會けきを是より二個  
々打建立ち行緯僅二町計り夫より闇の夜を頻  
み足と速りつ向ふ方ふ行者あり誰と二個の背裏よ  
り夜目みも驚と見てけき佐野竹之助ありけるより  
先到方も同盟の人より是より三個一呼は武  
藏路を急ぎて江戸ふ来到し二月廿六日あり然るに  
當地を浪人体の者より人を猶更ふ一泊しも嚴重

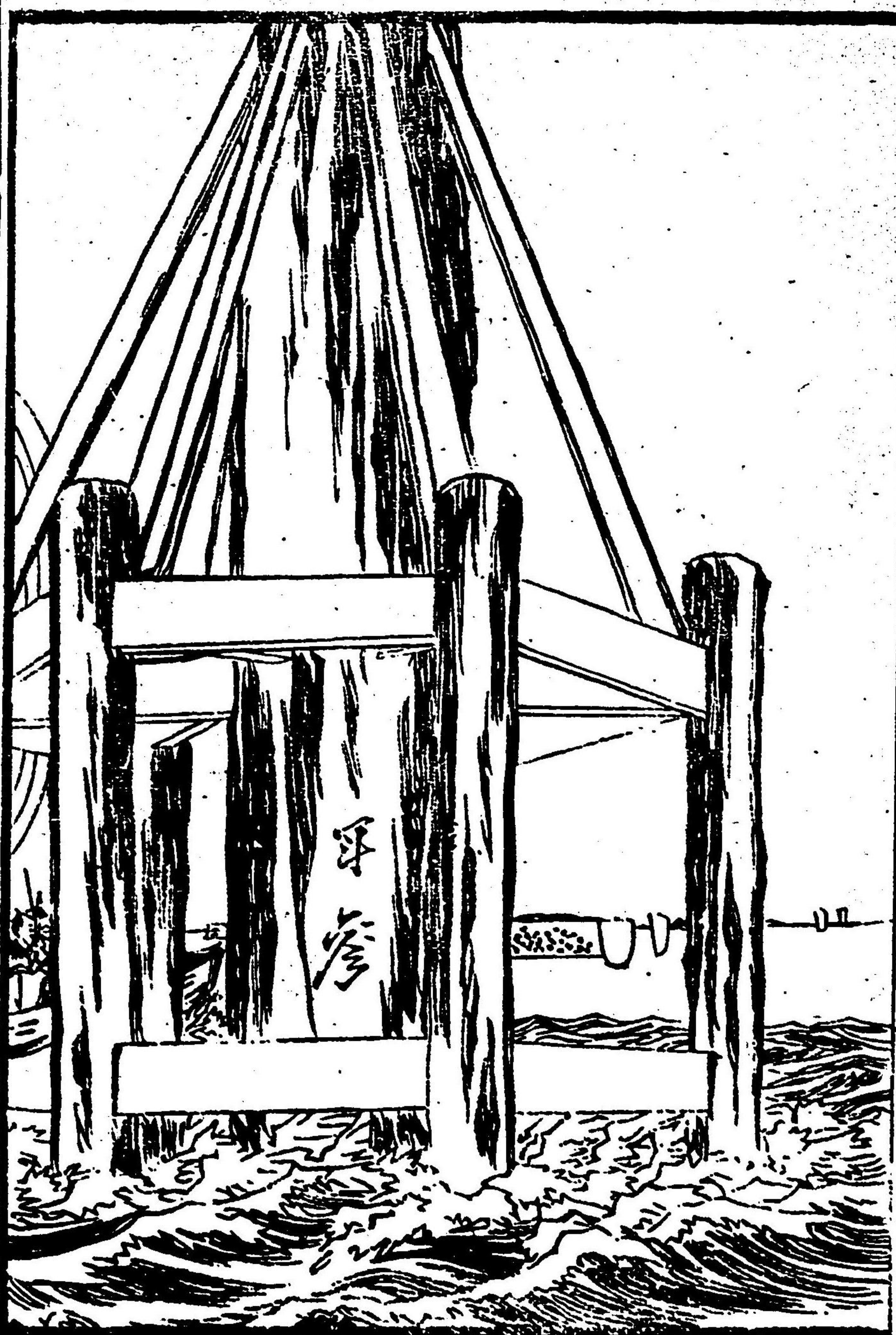


十八士ノ姓名  
班史ノ遺  
文ノ遺  
書ヨリノ遺  
正シキノ録

山忌憚りく旅籠屋等を容易に昔の氣色を思は  
彼の三個を困り果てし聊ありける知己と特に助筆片町  
とて喚ぶ所の旅人宿屋と漸やくは假りの旅宿と倣  
たりけり茲ふまゝ齋藤監物一徳と同日静村を飛足  
て上総の富津に到着し同盟の來會を待ち受ける  
然るに廿日の夜よりして序次は富津の來集せし其人々  
みへ大関和七郎、蓮田市五郎、森五六郎、杉山弥一郎、森  
山繁之助、山口辰之助、廣岡子之次郎、増子清三郎、廣

木松之助、鯉淵要人、稻田重藏、岡部千十郎、海後礎  
砥之助、高橋彦一郎、同莊左工門の十五人の廿日より廿  
五日まで一日を追つて富津の港に來會するも其の  
夜一艘の小舟を借受け順風は本帆うち菟ヶ矢を  
射る如くは走りかば其の朝と武藏の國品川の浦に  
着岸せり突より十五人の面々の或は己の許に  
便り或は己の親屬の家へ到りて替伏し隔日毎は突何  
所と所を定めず集會倣し蜜み元老中將の館の出





この水府の脱士

十五名上総國富津と出帆

東武品川より着岸のさるき

編者春輔當時の更らむと思ひ

合せく一首の吟けり録して

画エが深景を補さんと云

袖が浦の懐舊

くわりのいふこと

おもしろき浦の名乃

袖のうけあふ

春の影の月





入何となく千辛萬苦と心を碎き探索をかん做  
 したりけり佳し程に駒籠片町に潜伏ありける仇  
 野竹之助、黒澤忠三郎、金子孫次郎の三個も借ひく  
 に櫻田御門の邊りへ徘徊あり彦根郎のちうすと窺  
 ひけるか或日佐野竹之助を例の如く櫻田御門と  
 歩過る霞ヶ関の方へ涉る行み途中より齋藤監物  
 へ行逢し一を夫より二個に連たちて道すがら八十  
 餘人の内變心せしりの人数ありて遂に志と鉄石

の如く一誓と護る者の足下等三個を除くの外僅々  
 十五名あり這々今諸々も借居るよと語りけり竹  
 之助を大いにおびき人皆命に惜まりのうる俱に大事と  
 同盟あり其度より多し到らずと反腹するの不屈  
 者等も實に是人面獸心あり佳る未練の腰抜け武  
 士の幾人居るとも其甲斐なく還而大事に做し難し  
 小勢を敵の用心も等閑なるより味方不利あり是  
 も儲けぬ好機會天の補を得たりと謂へし齋藤尊



本日本紀卷第二十一  
慮を什麼ぞとち私語一徳を佐野が述たる奮強  
義膽を只管感して止ざりけり憊くこの日の二個とも人  
目と憚る故をりく敷敷屋河岸まで同行做し互み楷  
居と知り置きり南入る齋藤一徳。佐野の北地へと  
別まりり這み復江戸練麻布拾番屋敷み銀術指南  
の堂場を開業たる薩州の浪士もく有村治左工門と  
りる猛者りり這る島津家の藩士有村隼人が次  
男にして家兄を雄之助と父家父隼人の故人となり

一より雄之助其家録を襲仕へく島津家みあり母ハ水府の  
藩鶴飼吉左工門が親属ありりか母も當時を死去りり  
り憊り程み佐野竹之助金子孫次郎。黒澤忠三郎の  
三名を兼而有村治左工門と交りりりて義侠の壮士も  
と知るりのから彼の有村を訪談し序次みり宿志と語  
り而して助けをとりんそ廿八日の朝駒籠の片町と楷び  
出り麻布拾番屋敷み住居する薩州の浪士有村治左工  
門が許み来り玄関み音信けを忘と答へて立出る有



村が奴隸源助とり入るのありし彼の三個の名簿と取出  
て述るや我等更の這度主用ふ馮り出府倣たりし  
今日も漸く閑暇を得とるを俸ひ先醒と尋参せん  
ため推参致あり由御執達ありりべと演舌と述り  
奴隸の源助开が儘に奥の方へと走り入り程なく三個  
答あやう主人在宿候ふき此方へ御通りありるべと案  
内と倣りし容間不到る主入治左工門も立出て時候の  
挨拶熱勤ふ互ふ訪尋とつて漸雜談の遠ふ頃主人の

儲る酒肴の饗應献酬再度ふ到りく賓主互ふ吐  
露ま慷慨憤怒の勇談義話ふ時分なりと金子教孝  
主人も對して談るや近頃幕府御幼君ふ在ませは緯  
皆執政等が臆断ふ非むと謂事なく就中去年七月前  
の大樹薨去の砌より嗣君の評議と倣す速び畏多  
も朝廷より一橋卿を倣る時勢ふ當りても其裁ふ  
堪る器まを是を以て嗣君ふ倣さしめよと内慮のあ  
りし故壹個井伊中将が慕断ふ任せ紀伊の菊千代と西の



城み養ひ取一の畢竟渠が遠謀みく政事と恣ふせはく  
欲たき逆心なり尔くくに我老炭山を始め尾州越前土佐  
伊達の諸侯を贅居一搦卿の登城と禁ト其餘朝旨  
を奉ト刑部卿と嗣君み做さんと欲一たる佐倉上田の兩  
閣老石河本郷の參政より與醫師小吏み至るまで百有  
餘名の役儀と放一或る是と禁錮せりと語るは黒澤  
代りく云加のそまうず罪も無き天下の有志と捕縛  
做一叩み刑を大逆賊佐野と怒れる聲とあり主人听せ

や夫のそら 朝旨と矯めて外國と通信交易取結ひ賄賂と  
貪り私怨とめりく人を害する直弼を其終捨置大老の座  
列み置ハ 皇國の遂み夷國の術中に陥り渠が奴隸の  
如くまゝん我等今滿天下憶兆の民み代り井伊大老  
と屠らんと類み苦慮と廻らせども渠ハ名み負ふ大敵と  
り容易み緯を做一がさきと奮議を听り有村ハ俱み怒  
顔を顯して金子其餘と答るや諸君の論説局と妙  
あり今直弼を屠戮做さずハ天下の人民稱困る一み





三士  
有村  
訪  
同

又二十二

又二十二



日本外史

又二十二



朝威を益々地み陥べし拙子日直弼の恨を常々宿  
 怨を散ぜん願ふ時節漸く到来せり諸君盟約を同ふ為  
 俱み直弼と討取べしと勇氣堂々として答へ三箇  
 月と看合せて這ハ愉快あり有村主我等素より始り  
 討老の意と決し國と脱して這地み借と敵地の容須  
 と伺ふあり附ての同盟の者十有餘名諸所み借伏して  
 是等の事とも知りぬんと語る有村終るや開り  
 肝要の一議ありども餘り出入を強して他見と憚る

怖り諸君一同集會せん江戸町中の宜しき俵以  
 品川新宿に我等積年の得意あり其家業へ茶屋をも  
 忌憚み振りの恐をありけれを彼所と借て集會せん期日  
 三月朔日とす佳かき是等の趣き其日まで各内  
 達をりし且討取るべき當日の来月三日登城の折と半開  
 金子教孝先醒只今竹の如く我等國許あり會議の節  
 三月三日の登城荒げと付ん約莫と決したり今亦  
 這み暗合するも服の馬の所同一あり奇ありと祢へ



たり憊々復有村の三個の談むるやう拙者の諸彦の知る  
如く島津郎の愚兄雄之助にも件の趣き語り軍せん左  
ねを愚兄も兼而う聊慷慨の志ありて復拙策の補け  
も何んう開の兎も角も諸彦の手袂をいとも今晚  
強て一夜と明しうり夜更語り侍らるる中春の日  
なかく早黄昏と成りうらういざ夕餼と参まんと是よ  
り四個の喰事做しつ奴隷の源助唯壹個厨屋のこの致  
片附ら折し主人を燈火を黙ト杯を素の所は田壁

せり憊々有村治左工門を彼三個と談りし如く兄雄之助  
の許み到り件の一舉と談ぜん支度も既み做ましかを  
金子教孝召すやう先醒即み御舎兄と尋ねり我等が  
這度の趣意書あり是と一も携へり懐より取出し  
書の嚮ふ長岡村より齋藤一徳の文作せし井伊掃部頭  
と討戮の場は臨み各懐中み做さんと認り持し事件の趣  
意書卒とて教孝投出せば治左工門へ受取し手速く関  
封し讀誦す其文あり



外夷浦賀へ入湊以來征夷府ニ於テハ時勢ヲ變革  
シ武備ヲ嚴ニシ直チニ膺懲ノ師ヲ起シ 皇國ノ  
盛威ヲ振張做スヘキノ職務ニ在リナガラ當時ノ  
有志等專右ヲ口實トシテ一時憶安畏戰ノ情ヨリ  
渠ガ虚喝ノ勢焰ニ恐怖シ交易和親登城拜謁ヲモ  
差シ許シ條約ヲ結ビ踏繪ヲ廢シ邪教ヲ信ジ叨リ  
ニ外夷ニ地ヲ裂テ貸ス實ニ神國古來ノ聖典ヲ穢  
シ國体ヲ辱シメ祖宗ノ明訓孫謀ニ戾ルノミナラ

不 勅許モ得スシテ斯ノ如キノ政トヲ做スハ  
天朝ヲ蔑視為ルヨリ起ル是皆大老并幕府が致  
ス所ノ者ナリ  
將軍家御幼年成ルニ馮リ自己ノ權威ヲ振ヒ公論公  
議ヲ忌憚シ 天朝幕府ヲ補ントスル親藩或ハ公  
卿或ハ諸侯其他譜代ニ至ルマデ我意ニ應ゼザル  
者ハ退陰又ハ禁錮ス故ニ外夷ハ彌跋扈シ内憂外  
患且夕ニ迫リ 皇國ノ存亡近キニ在ラント恐レ

直弼可疾



多クモ 震慮ヲ恟サセラレ之ニ依テ 朝廷ニハ  
内國治平公武合體シ 稱昇久ノ基ヒテ立為ラレ 外  
夷ノ悔リヲ請サルヨウ 擬ハサレ度トノ 叡慮ニ  
テ嚮ニハ水戸侯ニ内 旨ヲ下シ賜リテ幕吏等  
選リテ強テ内 旨ヲ朝廷ニ返サシメ亦這事ニ関  
係在リシ粟田宮及ビ三公ヲモ或ヒハ落飾或ヒハ  
幽閑做シ甚ダ敷ニ至リテハ廢 帝ノ説ヲ唱ヘ既  
ニ禍ヲ醸ント欲ス豈天下ノ國賊ナラスシテ何ゾ

ヤ今此暴横ノ國賊ヲ捨置ク時ハ政体ヲ乱シ外國  
ノ為ニ大害ヲ生ゼンハ眼前ノ事ニシテ實ニ天下  
ノ安危ニ係ハルヲ以テ痛憤流血黙シ難シ之ニ依  
テ我等天討ニ代リ大老井伊直弼ヲ斬戮為ル事斯  
ノ如シ何卒此餘ハ幕府政事ヲ正道ニ歸シ先王撫  
夷ノ正誼ニ基ズキ天下萬民ヲ富嶽ノ安キニ居ラ  
シメンヲ願フ聊報國ノ為ニ微衰ヲ表シ伏而天地  
鬼神ノ照覽ヲ仰ギ奉ルナリ

以上本文ノ如ク更ニ  
編者ノ作意ヲナサズ



と読終り治左工門へ誠小覆く認めりひき然らば是を與  
り人愚兄が許ふ携へ罷りて細察ふ其意と談合做さば  
野夫ふも功の拙策やん諸彦の拙者の飯らん追打解  
堅て憇たまひは卒と謂う立出まば三個の俱も見送  
りく主人の首尾とぞ待つるべし茲に復櫻田義士の其  
名聞録之助包久の父祖より江戸の定譜より幼年  
の時より梅村ある主君水戸侯の郎内より生長より  
て駒竜の郎に轉居せしが其頃ハ兩親共み世と去りて録

之助ハ獨住居ふりけは何れも就て不自由なるを同  
列の年老等ハ兼て録之助ハ談ずるや貴殿も兩親死去の  
のちハ只獨身ふり今日もも噯り不辨の緯多らん  
附而る我老が周施して良き細君と媒介せんと折ふ  
るも何人も妻縁とまゐん薦めりかと録之助ハ若  
細のつりける強て急ぐん意もなく只録程ハ挨拶  
弄が終星霜を過りけるも仔細をあらんと尋ねるは是  
より嚮録之助ハ類ハ稀なる美人あるおいのと喚べる



外妻ありて二壺と契り一月下の奇縁みみのが身上乃  
物談り孝女列義と史畧残るいと面白き傳聞あり  
這を巻を代へ第九回の端緒ふ説出まて所伝か

春雪 近世櫻田紀聞卷之三

奇談 近世櫻田紀聞卷之四

東京寄留

松村春輔編輯

第九回

再説関鉄之助が外妻ありける烈婦阿みのが情告を  
委しく茲に問ぬるみ東武神田明神の麓みて佐久間  
町と、喚做せ町号に刻煙草と渡立して随分小賣り  
繁昌する故人並々み生活ける煙草屋喜助といふ者  
あり夫婦が中へ儲けたる花のと呼ぶ娘ありてこの



年既なほ二八ふたはちある貞まこと貌かたち美人うつくし美麗うつくく且かつ兩親ふたごの孝まこと心こころも  
近邊ちかの人ひとに賞稱あやめをのふく娘むすめが所為よすがとつみめりあ  
私わたくしどののが孝女まことの評判ひやうばんと美うつく妙まことの听きこへ雷かみ名なかる  
より煙艸たばこが不あま好まぬ若輩わかしらもつみ評判ひやうばん少女おとめと看みん者もの  
をと店みせふ出で入りの客きやく人ひとさん日ひ毎ごとふ繁昌はんじやうあつりけるを  
満みまま欠かる世よの中なかの做まひと愚痴ぐちを往むか古こより謂習いひま  
ひしたる諺ことわざも今いまも我身わがみふ廻まり来きかかの繁昌はんじやうの煙  
草屋くさや喜助きすけの風邪かぜの心地こころと臥蓐ふし病やまひの床とこの長なが煩わづらひ

み娘阿あののる殊こと更さらみ昼夜あちや心こころと怠おろそか醫者いしやよ薬くすりと氣き  
と揉もく者もの病やまひ等ら閑ひまあつり私わたくしども喜助きすけと彌病やまひつつ針はり  
灸あし薬やく治ちの甲斐かいあつて終はつに安政やすし三年さんねん丙辰ひなの秋あき八月はつげ下した  
旬身じゆんみはうり去さる母ははと阿あののれ衰傷おとろ悲かな愁しみ分わかて阿あのの孝順かうじゆん  
の生なまみみああをを悲かなしとと八や入いりて哀あはれれりり悠ゆる而して俛ひた  
近邊ちかの人ひとも喜助きすけの身みままりりと听傳きこええ俱ともに悔くえて集あ  
来きり法はの如ごとくは死骸しみがと菩提院ぼだいに葬おほららひひ喜助きすけが  
女房にようばう由よし長病ながの者もの病やまひ杯はの勞らうををななららぬや野邊のべ送おくりせ



其夜より胸の痛との堪ふごとくして打續きつ伏床に  
枕より重くある終に處女阿いのが孝心の看病半開に  
ら祐ども夫喜助が一周日ふあがり終にまた多く做り  
ふける孝女の不幸空蟬の立を随ふぬ者ありあま  
ど憐れ歎きのかきありいと聴くりの誰うあられま  
ざらん素より喜助が親屬とりよその日つらざるより  
處女阿いのが只壹個刻烟草の商賣と做して活業  
んやうのながく只過一日と思ひ出て涙の種と多しるを

喜助が親しく交りたる刀屋清八とり入る者いのが使多  
親ふ離れ其日這日の活業ふり當惑做せる譚りと聞  
鏡之助が許よ来りて語りうへ鏡之助を孝女の薄命  
と憐れ思ひと嚮く細君ふりあささく欲せといえせん  
當時の武家の風儀堅くて商家の處女と娶ふぞい親  
屬同列の族ふも忌憚り多きふあがりさきか萬の屋清  
八が周旋に任せ助筆の郎と途の程も遠かぬ本郷の  
明店を贖ひ求めあつみ阿いのが住居せよ何時も勤め



の暇間ある毎ふの必ず訪ひ来り遊樂ふゆいの許り  
孝女うきを鏡之助ふ仕へ貞操まらざとひ夏より  
間み随ひる田女あとの情客と祈りて美服を着飾り  
劇場の見物遊山の催し浮ろ所為のそまうの秋見向  
もやぐん且夕は只鉄く我身と慎と三年許りの春秋  
と夢の如くは過り来り既ぬ庚申は春のいの由廿歳ふ  
ありにけり然るふ三月朔日の夜より二日の夕部まぐ  
鏡之助の来りけりいのを頼り胸うち痛めつ是

はで四とせ立つ内ふ一日も君が来ませし夏のある  
ふ日の非ざるふけりふ二日も音信のあきまを意易  
か私若千餘寒の烈しき風邪でも召せぬ  
さくむの君侯の急用ゆく閑暇を得させぬぬ  
らん使を特きて郎内の安否を听し増由りんと思  
へども殊更み旋嚴重き郎内の御門の出入を知りて書  
簡を持せ遣使ふし亦違行る時へ君の御身ふ莞り  
やせん兎や角と氣と兼るとの夜は伏床より





孝女と  
賞と衆人  
門は群  
五



標田糸階二



勘しも睡眠を徹さうける其翌日の上巳の節々々々  
の祭りのほりけあり賑ふ家々々々此日の殊は  
雪めく朝より積る白雪々々實は目覚まし銀世界  
程ふ正午の頃より世間一統騒ぐく其取沙汰  
の區々々々この四辻那裡的門口委しき夏の噂々々  
松とあんで今朝の大變の古今稀なる椿事あり  
交易得意ある井伊彦を水戸の浪士が一様を  
て今朝御登城の折と伺ひ櫻田御門で討取ると天下

の人ふ難儀を菟一罪の報ひの恐しい夫々浪士の感  
心あり彦根の首と採ると其終人数と纏め細川と  
殿坂侯も自訴做したりと喋々辨々評説の裏店まで  
も置けきを阿いのも是と听附く水戸の浪士が同志  
と譚ひ今朝も大老井伊さ々と討奉り一味の内  
も若亦且那も連判あるを討死するも但し亦諸侯方  
へ自訴する人も再び逢う片絲のよるては絆の甲  
斐なうらん此程音信のさうらひ意も菟る憂思ひ是



み附ても井伊さまと討つりゆひ一水戸方の御名と委一  
く軍あつて且那も一味の内あつて恙まうを知る由あら  
ん座して物と憶はんより先家主と尋ね侍りて今朝  
しも有し櫻田の仔細を篤と听をやと道路次門を走  
り菟ねを表と往來ふ讀賣商人一御覽とらぐ是は這  
度御評判あり所を櫻田御垣端陰居が鴨を採る序  
次網の目とり手疵の姓名陰居が組の姓名まご上下  
併せて伴明細の儀とらぐと読賣過ると喚とめ

手速く一葉買取りて我家に飯り讀下すゆ十八人が  
姓名附第一番の大名関和七郎を始めとして十二人目  
み関鏡之助と録してあると一眼看るより阿いの唯  
悲しさ過る気も轉動乱気の如く人なり一が流石  
節操の女丈夫ありせば僅よ意とら直し呼まわど  
世の中は薄命續く女ありはるはる兩親み離きてより歎  
きの海の霧深く暗る日としていつらざら一我清八伯父が深  
切み未頼母一且那の情愛身の中みも這程の意遣る



瀬のありともふりも夢の今日も亦昨日に変わる飛鳥川うき瀬ふよりて沈む身の果敢く愚痴と謂出んより再び且那ふ逢れざる夏み倣りしは知りまがく生長らへく何うせんと思ひ詰たる烈女の決心馳て夜の明ると待受け同く四日の朝まどさ近邊の人の起ざるうち身粧ひして谷中なる菩提院へ赴き父母の墓ふ香華を手向馳く其傍ふ景目覚しく自殺せし商家は稀なる烈婦ありてやいのが自殺

果たるる即ち三月四日なり辞世の歌ありこの雨親の墓の水留の上と認めたりし

花とんぐし一揃うさのくきやうを  
うばまはは叔の妻乃淡を

本文関氏の外妻の傳と尚書漏せし緯最まう然れども婦女男子と交へ綴る時ハ例の小説読本の体裁と脱まる憚を得ずこの編則の嚴重なりと以て編者亦私に犯し綴ると憚る而已まうぞ必し官許あり



るにありは是迄編者の失錯ありて能く其場合を  
察せしむるなり本文の傳多し更み作意のな  
き真説かるとも茲も辨の申稟せり

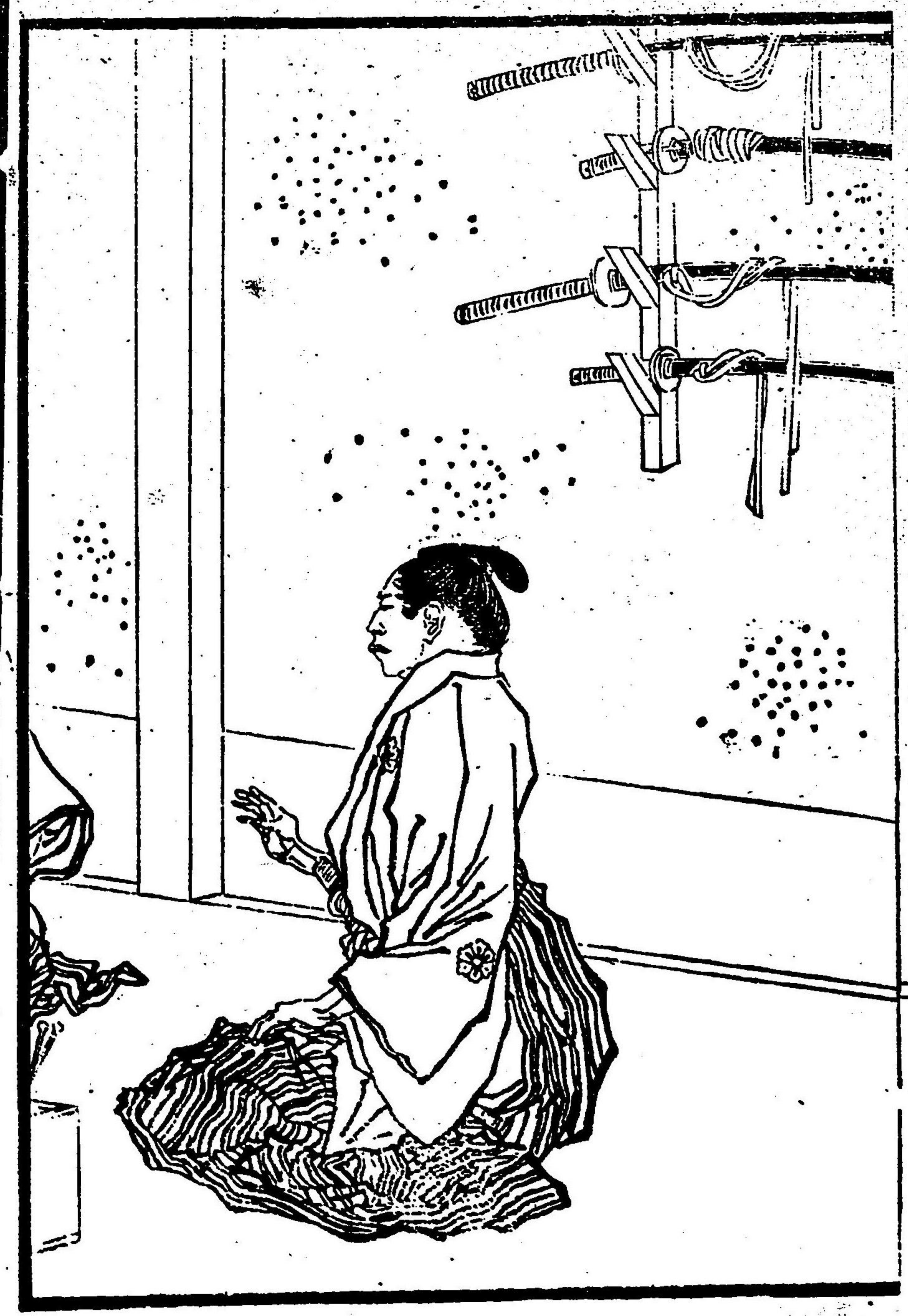
再説有村治左工門を金子孫次郎。佐野竹之助。黒澤忠  
三郎の三個を我家ふ持せり升が終み島津家ふ仕へたる  
兄有村雄之助の役郎。罷り來つ許より兄弟あるを以て  
案内もなく玄関より進んで與に通へり雄之助の女房  
の嚮ひ出り是ちく治左工門さぬ久し振みくやう

よそ訪せぬ人あり河見さま 我夫もども治左工門の ひとり  
日ハ幸ひ御非番ふて在宿もを卒與の間へと云ふ小任  
せて治左工門を姉も無支と悦一終りく奥の居間ふ  
入らん 隔ての襖が押開けハ雄之助の周章く讀り  
くりたる書付と手速く巻く懐中よ収めりか治左衛  
門も不審く思ひるぐる候とメ々替時音信做さ  
り 陳謝と做せを雄之助も其恙なきとて互み  
隔てぬ中も治左工門の今日水府の浪士ヶ來意の趣と





有村兄弟  
大のそ一季と  
論





且つ大老の恨ありとて彼の三個の同意を一事と為さんと決議のう人は是等の由と告んて来り一序次且つ齋藤が認め一大老撃殺の趣意書と株出委一始終と譚一かを雄之助の大いふ愉快素より恨ある井伊掃部頭と討とる俸我等も同意異議も速に水府浪士と志し我故せ俱め力と盡さんと勇進んで答へ一うは治左工門の當惑候一丹を御尤のやうな事ども私と違ひ兄う人さぬの御高禄三百五十石と項載在せしう大切

ある御身の上ありは這度の度より止まり多し何日治左工門み御任せ候へか一と緯と盡して諫一うを雄之助の首を左右に打降りて否々今我浪士と謀り掃部頭と討ま欲まの暴政權威は悪む而已の現在伯父の仇も是俱み天と項うざるの怨敵あり然るも奈何や家禄を惜とて憶ひ止まる事やの是非と論せず同志とあり宿意を果さず止むべきやと止まる氣色あり治左工門も其意を任せ兄弟遂に約諾候一陳治左工門の吟る



今同志残らず集會せん江戸町中ふて忌憚り  
 依り愚案を廻り品川新宿より山崎屋まで佳し  
 り且つ定日に来る三月朔日の大奉會致せべくやう件  
 の三個と談合做し置き待りいかの這の旨神心得た  
 まんるべしと私語を雄之助も品川よりを極めて妙  
 り陰は準備も致すべしと答て秘し酒肴を命ト兄弟  
 暫時献酬の稍盞を傾けらる雄之助が一男雄太郎十三  
 女房も席の列より俱に治左工門を饗應けり有縁程

治左工門へ雄太郎と近く喚く天窓と撫り吟けりや  
 う雄太も今年へ十三歳なるべし乱れの時世も生れ合  
 ひなが十三四歳の如少くも初陣做しつて手柄を致  
 し名も後世に残りまらる然ると泰平打續さかく  
 まる豊み暮するも是威君の御蔭と報る事を知  
 るて虚々過すに實に亦天理を知らぬ人面歎心愧  
 の中より耻ぞかき今も雄太の親御も有り伯父と  
 あはれ氣も強けれ然れど武士の習ひあり今日存命



活業とも明日の命を計りがごとく這は是君のため  
 ろくば一身砕きく國恩を報ぜんとしての故ぞと自  
 然の遺訓を雄之助も听つ涙を浮りしう治左工門も涙  
 と催し去るし辞もなき折めく女房の二個の顔うちま  
 ぐめ先程よりの御咄しそ許雄太郎へ御教訓うと思ひ  
 いと所兄弟とも涙を浮りしういりたる御夏や  
 未詳くとそ待るまれと問まう困る治左工門のや何  
 雄太の教訓より往古の絆と思ひ合せ計らね心ふ感ん

通一泪と催し侍りしも数盃の酒を項戴して遂愉快  
 余りうり太く不禮と仕りたり許せし人とそ紛らせ  
 雄之助を女房ふむい唯今咄の腰折る殺風景に成  
 みけりのま一品の好者と拵へ御馳走せよと吩咐るハ  
 女房雄太郎の二個を勝手の方へ退さけるふ有村兄弟  
 の頭と頭を附合や何う私語いたりしう治左工門の雄  
 之助ふむい先程私参りし折柄周章しく御懐中へ  
 隠しし御書この如何なる秘書み候ふぞと



尋一の雄之助のとり出は是なりけりと差出すを治  
左工門の押項き開きえるに島津侯の御真書にて井  
伊直彌ぬ一々暴政を強く悪くおさるの文章あり  
みぞ治左工門を再三是と誦下し我君侯如斯きの御精忠不  
て勤王の御志一ありくくの細身粉骨の辛勞まるとも其  
甲斐ありく有難一と稱勇む有村治左工門然り米  
る朝日ふい山崎屋ふく餘談を尽し事を一議み決せん  
と不中着の来り一かを是よりきとも四人みく頼ふ

酒と薦一くを治左工門も大酔みく其夜の飯り  
く暇とて立さけりける倦く復有村兄弟が伯父の  
俱ふ天と項をとりく一仔細あるべき事みまん有  
村の伯父の温厚の大儒みて氣節も随つて高かり  
有志あるみより直彌主大老と倅り權威強暴なる振  
舞つるを強く悪くして文不綴り詩不賦一夫老々苛酷  
誅り一くを直彌主大い不憤怒一縛して獄不下さ  
一ふ幾程もあく有村が伯父の獄中みく身まかりたる



由この儒者の姓名素より名高うり人あるべしと原  
本みだも有村の伯父との録し書漏せし遺り惜  
き責ふまをさればふや有村兄弟が仇と謂敵といへ  
るも理あるうら

第拾回

再説有村治左工門兼清の途を急ぎ其夜半麻布拾  
番屋敷あり我郷ふ飯り来りしつゝ佐野黒澤金子の  
三箇も今主人の帰りと聴と開ぐ伏床を起出く上

人の密話を聴んととみぞ治左工門も島津邸より兄  
之助と譚議の序次且つ俱々み辞を謀り這度の同志  
做りたる趣き尚島津侯が御真書の事どもと逐一二個  
み談しつゝを喜ぶ辞限るゝ餘談の繁りしより春の  
夜もを明やせく速東雲とあけみしつゝ二箇の三箇  
へ昨日より召し合せ大支件と同志み斯と知らせん  
と主人治左工門も別を報告し手別と做して諸共ふ  
さすめく人と罷りけり有恣程も治左工門も三月朔日